

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年3月16日

【計算期間】 第6特定期間（自平成22年6月19日 至平成22年12月20日）

【ファンド名】 先進国株式インデックス・ファンド  
（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）

【発行者名】 インベスコ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 アレクサンダー・モーリス・プラウト

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー25階

【事務連絡者氏名】 森下 泰幸

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー25階

【電話番号】 (03) 6402 - 2723

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

ファンドの目的	日本を含む世界各国の株式（預託証書およびカントリーファンドを含みます。）を実質的な主要投資対象とし、MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。 「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。
---------	---

###### 信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
---------	--

###### ファンドの基本的性格

###### a. ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信	
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	
	内外	
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	
	不動産投信 資産複合	
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの
	特殊型	

\* ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。


###### b. ファンドの属性区分

属性区分項目	属性区分の定義
--------	---------

投資対象資産	株式		目論見書または信託約款において、その他資産（投資信託証券）を投資対象とする旨の記載があるもの ファンドが投資対象とする投資信託証券（親投資信託）は、株式（一般）を投資対象としており、ファンドの実質的な投資収益の源泉は株式（一般）です
	(一般)	(大型株)	
	(中小型株)		
	債券		
	(一般)	(公債)	
	(社債)	(その他債券)	
	(クレジット属性)		
	不動産投信		
その他資産（投資信託証券）			
資産複合			
(資産配分固定型)		(資産配分変更型)	
決算頻度	年1回	年2回	目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年4回	年6回（隔月）	
	年12回（毎月）	日々	
	その他		
投資対象地域	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの なお、当ファンドにおいては「世界の資産」の中に「日本」を含みます
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東（中東）	エマージング	
投資形態	ファミリーファンド		目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ		
為替ヘッジ	為替ヘッジあり		目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
	為替ヘッジなし		
対象インデックス	日経225		「日経225」「TOPIX」にあてはまらないすべてのもの
	TOPIX		
	その他（MSCIワールド・インデックス）		

\* ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

## ファンドの特色

	<p>主として、マザーファンド<sup>1</sup> 受益証券への投資を通じて、日本を含む世界の先進国の株式に投資を行います。</p> <p><sup>1</sup> ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ 先進国株式インデックス マザーファンド」です。</p>
---	--

<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">2。</p>	<p>MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）<sup>2</sup>の動きに連動する投資成果<sup>3</sup>を目指すインデックス・ファンドです。          実質外貨建資産については、為替ヘッジは原則行いません。          為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。</p> <p>2 ファンドは、MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。</p> <p>MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）とは、MSCIインクが算出する基準日前営業日のMSCIワールド・インデックス（米ドルベース）の数値を、委託会社が基準日当日の米ドル為替レート（対顧客電信売買相場の仲値）で独自に円換算したものです。</p> <p>MSCIワールド・インデックス（米ドルベース）は、MSCIインクが算出する株式インデックス（指数）の一つです。MSCIインデックスは、MSCIインクの知的財産であり、MSCIはMSCIインクのサービスマークです。</p> <p>この情報はMSCIインクの営業秘密であり、またその著作権はMSCIインクに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。</p> <p>また、ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をMSCIインクは何ら保証するものではありません。</p> <p>MSCIワールド・インデックスの構成国や構成銘柄等は、適宜見直しが行われます。したがって、ファンドの投資対象国および投資対象銘柄は事前の予告なく変更されることがあります。</p> <p>3 ファンドは、MSCIワールド・インデックスと連動することを目指して運用を行いますが、基準価額とMSCIワールド・インデックスの動きは乖離する場合があります。</p>
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">3。</p>	<p>原則として3カ月に1度、分配を行います。</p> <p>委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。</p> <p>原則として3月、6月、9月、12月の各18日（決算日が休業日の場合は翌営業日）の決算時に、委託会社が分配方針に基づいて分配を行います。</p>
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">4。</p>	<p>ファミリーファンド方式<sup>4</sup>で運用を行います。</p> <p>4 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して実質的な運用を行う仕組みです。</p> <p>なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。</p> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;ベビーファンド&gt;</p> <p>&lt;マザーファンド&gt;</p> </div>

## ファンドの運用プロセス

## ファンドの運用プロセス

ファンドの運用は、インデックスに連動する投資成果を目指し以下の3段階のプロセスで行います。



## 各運用プロセスの詳細

<p><b>第1段階</b> 最適化されたポートフォリオを構築する過程</p>	<p>インベスコ・グループが独自に開発したリスク管理・ポートフォリオ構築システムを用いて、ファンドの運用金額およびインデックス構成銘柄の流動性等も勘案して、ポートフォリオの収益率がベンチマークに連動するよう組入銘柄および組入比率を決定します。</p> <p>地域別、国別および業種別配分は、インデックスの各構成比率に基づきます。</p>
<p><b>第2段階</b> 構築したポートフォリオを管理する過程</p>	<p>M S C I より、指数構成銘柄変更に関するデータ、および組入銘柄に関する買収、合併、選択権付配当等のコーポレート・アクションに関するデータを毎日取得し、推定トラッキング・エラーを監視します。また、情報ベンダーから財務データ等を取得し、全保有銘柄を対象にデフォルト確率を分析します。</p> <p>運用管理部は、ファンドの運用リスク分析・パフォーマンス分析を行い、運用リスク管理委員会（IRMC）に報告します。</p>
<p><b>第3段階</b> リバランスを実施する過程</p>	<p>原則として、M S C I が行う定期的な指数構成銘柄の変更時にリバランスの実行を検討するほか、以下の場合等にも随時、機動的にリバランス取引を検討します。</p> <p>週次および月次で推定トラッキング・エラーのモニタリングを行った結果、社内管理目標を上回った場合</p> <p>コーポレート・アクション、浮動株式調整等により指数構成銘柄、組入比率等が変更となった場合</p>

ファンドの運用プロセス等は、平成23年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

\* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成20年4月23日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
平成22年7月5日	委託会社をモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社からインベスコ投信投資顧問株式会社に変更

## (3) 【ファンドの仕組み】

### ファンドの運営の仕組み

#### a. ファンドの関係法人の概要



## b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ投信投資顧問株式 会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 <再信託受託会社> 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。

## c. 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。

[次へ](#)

## 委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ投信投資顧問株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）			
資本金	3,000百万円（平成23年1月31日現在）			
沿革	<p>昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立</p> <p>平成2(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立</p> <p>平成8(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更</p> <p>平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併</p>			
大株主の状況	（平成23年1月31日現在）			
	名称	住所	所有株式数	所有比率
	インベスコ・ア セット・マネジメ ント・リミテッド	英国ロンドン市フィン ズベリースクウェア30 番地EC2A 1AG	20,000株	100%



## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

基本方針	ファンドは、MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
主な投資態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式（預託証券およびカントリーファンドを含みます。）に投資を行います。</li> <li>・ MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。</li> <li>・ 実質外貨建資産については、為替ヘッジは原則として行いません。</li> <li>・ 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。</li> <li>・ 株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。</li> <li>・ 市況動向、資金動向、投資環境の変化等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>

## (2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの））	<ul style="list-style-type: none"> <li>a．有価証券</li> <li>b．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条から第25条までに定めるものに限ります。）</li> <li>c．約束手形</li> <li>d．金銭債権</li> </ul>
投資対象とする資産の種類（特定資産以外の資産）	<ul style="list-style-type: none"> <li>a．為替手形</li> </ul>

投資対象とする有価証券	<p>委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a．株券または新株引受権証書</li><li>b．国債証券</li><li>c．地方債証券</li><li>d．特別の法律により法人の発行する債券</li><li>e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）</li><li>f．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）</li><li>g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）</li><li>h．協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）</li><li>i．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）</li><li>j．コマーシャル・ペーパー</li></ul>
-------------	--

	<p>k . 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券</p> <p>l . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a . から k . までの証券または証書の性質を有するもの</p> <p>m . 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)</p> <p>n . 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)</p> <p>o . 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)</p> <p>p . オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)</p> <p>q . 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)</p> <p>r . 外国法人が発行する譲渡性預金証書</p> <p>s . 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)</p> <p>t . 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)</p> <p>u . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの</p> <p>v . 外国の者に対する権利で前 u . の有価証券の性質を有するもの</p>
<p>投資対象とする金融商品</p>	<p>委託会社は、信託金を、以下の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。</p> <p>a . 預金</p> <p>b . 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)</p> <p>c . コール・ローン</p> <p>d . 手形割引市場において売買される手形</p> <p>e . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの</p> <p>f . 外国の者に対する権利で前 e . の権利の性質を有するもの</p> <p>* 前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。</p>

## (3) 【運用体制】

ファンドの運用体制の概要	
運用に関する組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドおよびマザーファンドは、クオンツ/パッシブ運用部_____によって運用されます。当該運用部は、運用に関する調査・分析、投資判断などを行い、ポートフォリオを構築します。</li> <li>・トレーディング部は、運用部門から売買の指図を受け、発注を行います。</li> </ul>
内部管理および意思決定を監督する組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス部（5名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じて運用部門へ是正を指示し、是正状況を確認します。</li> <li>・運用部門の運用管理部（3名程度）は、ファンドの運用リスク分析およびパフォーマンス分析を行い、その結果を各運用部にフィードバックするとともに、運用リスク管理委員会に報告します。</li> <li>・運用リスク管理委員会（5名程度）は、運用管理部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。</li> </ul> <p>* 「3 投資リスク (2)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。</p>
運用に関する社内規定	ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。
ファンドの関係法人に対する管理体制	受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

上記運用体制における組織名称等は、平成23年1月31日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

ファンドの決算日	年4回の3・6・9・12月の各18日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分配対象額は、繰り越し分を含めた経費控除後の利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。</li> <li>・ 分配金額は、委託会社が、基準価額の水準および分配原資の水準等を考慮して決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。</li> <li>・ 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。</li> </ul>
分配金の支払い	<p>a. 「自動けいぞく投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。</p> <p>b. 「一般コース」 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。</p> <p>* 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として）に支払います。</p> <p>* 「自動けいぞく投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。</p>

## (5) 【投資制限】

## 信託約款上の投資制限

マザーファンド受益証券への投資制限（運用の基本方針）	マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
株式への投資制限（運用の基本方針）	<p>株式への実質投資割合<sup>1</sup>には、制限を設けません。</p> <p><sup>1</sup> 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。</p>
外貨建資産への投資制限（運用の基本方針）	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
新株引受権証券などへの投資制限（第17条第4項）	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資制限(第21条第1項)	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の新株引受権証券などへの投資制限(第21条第2項)	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の転換社債などへの投資制限(第26条)	<p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債<sup>2</sup>への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p><sup>2</sup> 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。</p>
投資信託証券への投資制限(第17条第5項)	<p>投資信託証券<sup>3</sup>への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p><sup>3</sup> マザーファンド受益証券および取引所金融商品市場(外国市場を含みます。)に上場等され、かつ通常当該取引所において売却可能な投資信託証券など、一定の条件を満たすものを除きます。</p>
信用取引の指図(第22条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。</li> <li>・ 当該売り付けの決済は、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。</li> </ul>

先物取引等の運用指図(第23条)	<ul style="list-style-type: none"><li>・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じです。)<ul style="list-style-type: none"><li>- わが国の金融商品取引所<sup>4</sup>における有価証券先物取引</li><li>- わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引</li><li>- わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引</li><li>- 外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引</li><li>- 金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引</li></ul></li><li>・投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う通貨にかかる先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を行うことの指図をすることができます。</li><li>・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため(連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。)、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を行うことの指図をすることができます。</li></ul> <p>4 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。</p>
------------------	--

スワップ取引の運用指図（第24条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</li> <li>・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。</li> <li>・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。</li> </ul>
金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（第25条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</li> <li>・金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。</li> <li>・金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。</li> </ul>
有価証券の貸し付けの指図（第27条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。</li> <li>・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行います。</li> </ul>
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（第28条）	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
外国為替予約取引の指図（第29条）	投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
資金の借り入れ（第36条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。</li> <li>・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。</li> <li>・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。</li> </ul>

上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

## 法令に基づく投資制限



デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

## (参考) インベスコ 先進国株式インデックス マザーファンドの投資方針

基本方針	マザーファンドは、MSCIワールド・インデックス(円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	日本を含む世界各国の株式(預託証書およびカントリーファンドを含みます。)を主要投資対象とします。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として日本を含む世界各国の株式(預託証書およびカントリーファンドを含みます。)に投資を行います。</li> <li>・MSCIワールド・インデックス(円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。</li> <li>・外貨建資産については、為替ヘッジは原則として行いません。</li> <li>・運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。</li> <li>・株式の組入れ比率は原則として高位を保ちます。</li> <li>・市況動向、資金動向、投資環境の変化等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>

投資制限	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 株式への投資割合には、制限を設けません。</li><li>・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li><li>・ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。</li><li>・ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。</li><li>・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li><li>・ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li><li>・ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li><li>・ スワップ取引、有価証券先物取引等を行うことができます。</li></ul>
------	---

### 3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは、国内外の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建ての資産は、為替変動による影響も受けま

す。  
したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

#### (1)基準価額の変動要因等

##### 基準価額の主な変動要因

株価の変動リスク (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給などを反映して変動し、下落することがあります。また、発行企業が経営不安、倒産などに陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、基準価額が下落したり、新たな投資や投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動する場合があります。組入外貨建資産について日本円で評価する際、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落することがあります。

##### 基準価額のその他の変動要因等

換金資金手当による リスク	短期間に相当金額の換金資金の手当てを行うため、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。
コール・ローン等の 相手先に関する信用 リスク	コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生する場合があります。この影響により、基準価額が下落することがあります。

ファミリーファンド方式にかかるリスク	マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
ベンチマークとの乖離に関する留意事項	<p>ファンドはベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、ファンドの投資成果がベンチマークに完全に一致することを保証するものではありません。</p> <p>ファンドの投資成果とベンチマークの騰落率とが乖離する主な要因には、ファンドがマザーファンドを通じて株式を売買する際の取引費用の負担や信託報酬の負担などがあります（これら以外の理由により乖離が生じる場合もあります。）。</p>

## (2)投資リスクに対する管理体制

## リスク管理体制の概要

<p>リスク管理体制の概要</p>	<p>取締役会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理の基本方針を定め、会社のリスク管理体制を構築。リスク管理全般を監督。</li> </ul> <p>監理 ↓ ↑ 報告</p> <p>リスク管理委員会（RMC）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用リスク・事象リスク・システムリスク・その他会社にかかわるすべてのリスクについて、具体的なリスク管理方針を策定し、リスクを集中管理。</li> </ul> <p>管理 ↓ ↑ 報告</p> <p>分会 運用リスク管理委員会（ORMC）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各ファンド、口座に関する運用リスクの分析・評価を適して、運用の適切性・妥当性を検証。</li> </ul> <p>リスク管理指示 ↓ ↑ 報告</p> <p>運用部門 運用管理部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産配分や価格変動リスク等の運用リスクの分析</li> </ul> <p>コンプライアンス部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託約款・契約上の投資制限等のモニタリング</li> <li>・売買に関するモニタリング</li> </ul> <p>トレーディング部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託約款・契約上の投資制限等のシステム・チェック</li> </ul> <p>モニタリング</p> <p>チェック結果</p> <p>運用部門</p> <p>モニタリング 是正指示・確認 ↓ ↑ 是正報告</p>
リスク管理委員会（RMC）	<p>取締役会で定めたリスク管理の基本方針、およびリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」（以下「RMC」といいます。）で行います。</p> <p>RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。</p>

運用リスク管理委員会 (IRMC)	<p>RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。</p> <p>IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。</p> <p>* IRMCの構成メンバーは、運用管理部長、運用部門長、コンプライアンス部長、プロダクト・サービス部長および議長(運用管理部長または運用管理部長が任命する者)です。</p>
----------------------	---

#### 関係部署の役割

運用管理部	<p>資産配分や価格変動リスクなどの運用リスク分析およびパフォーマンス分析を行い、その結果をIRMCに報告します。</p>
コンプライアンス部	<p>ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況、最良執行など売買取引をモニタリングし、その結果をRMCに報告します。</p> <p>また、必要に応じて運用部門へ是正を指示し、是正状況を確認します。</p>

上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	<p>購入時手数料<sup>1</sup>は、購入口数、購入金額<sup>2</sup>または購入代金<sup>3</sup>などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める2.10%（税抜き2.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。</p> <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。</p> <p>2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。</p> <p>3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。</p>
分配金の再投資にかかる手数料	「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

## (2)【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありません。
信託財産留保額	ありません。

\* 「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前の換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

## (3)【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託報酬の額	投資信託財産の純資産総額に年率0.84%（税抜き0.80%）を乗じて得た額とします。											
信託報酬の配分	<table border="1"> <tr> <td>総額</td> <td colspan="3">年率0.84%（税抜き0.80%）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配分</td> <td>委託会社</td> <td>販売会社</td> <td>受託会社</td> </tr> <tr> <td>年率 0.378% (税抜き 0.36%)</td> <td>年率 0.378% (税抜き 0.36%)</td> <td>年率 0.084% (税抜き 0.08%)</td> </tr> </table>	総額	年率0.84%（税抜き0.80%）			配分	委託会社	販売会社	受託会社	年率 0.378% (税抜き 0.36%)	年率 0.378% (税抜き 0.36%)	年率 0.084% (税抜き 0.08%)
総額	年率0.84%（税抜き0.80%）											
配分	委託会社	販売会社	受託会社									
	年率 0.378% (税抜き 0.36%)	年率 0.378% (税抜き 0.36%)	年率 0.084% (税抜き 0.08%)									
支払方法	毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。											

## (4)【その他の手数料等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託事務の諸費用

該当する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組入有価証券売買時の売買委託手数料</li> <li>・ 先物取引やオプション取引等に要する費用</li> <li>・ 資産を外国で保管する場合の費用</li> <li>・ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用</li> <li>・ 受託会社の立て替えた立替金の利息</li> <li>・ 投資信託財産に関する租税</li> <li>・ 信託事務の処理等に要する諸費用</li> </ul>
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

### その他諸費用

該当する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査費用</li> <li>・ 法律顧問への報酬</li> <li>・ 受益権の管理事務等に関連する費用</li> <li>・ 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用</li> <li>・ 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用</li> <li>・ ファンドの受益者のためにする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用</li> <li>・ 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用</li> </ul>		
計算方法等	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">その他諸費用 上限固定率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託会社は、その他諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。</li> <li>・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。</li> <li>・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。</li> </ul>	その他諸費用 上限固定率	純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）
その他諸費用 上限固定率			
純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）			
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。		

上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

## (5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

## 個人の受益者に対する課税の取扱い

分配金に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。</li> <li>・原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。</li> </ul>
解約金および償還金に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。</li> <li>・原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。</li> </ul>
損益通算について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算すること、または特定口座（源泉徴収あり）の利用により当該特定口座内の他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額と損益通算することができます。</li> <li>・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。</li> </ul>

## 法人の受益者に対する課税の取扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。</li> <li>・徴収された源泉税は、所有期間に応じて法人税額より控除されます。</li> </ul>
益金不算入制度の適用	益金不算入制度は、適用されません。

## 個別元本について

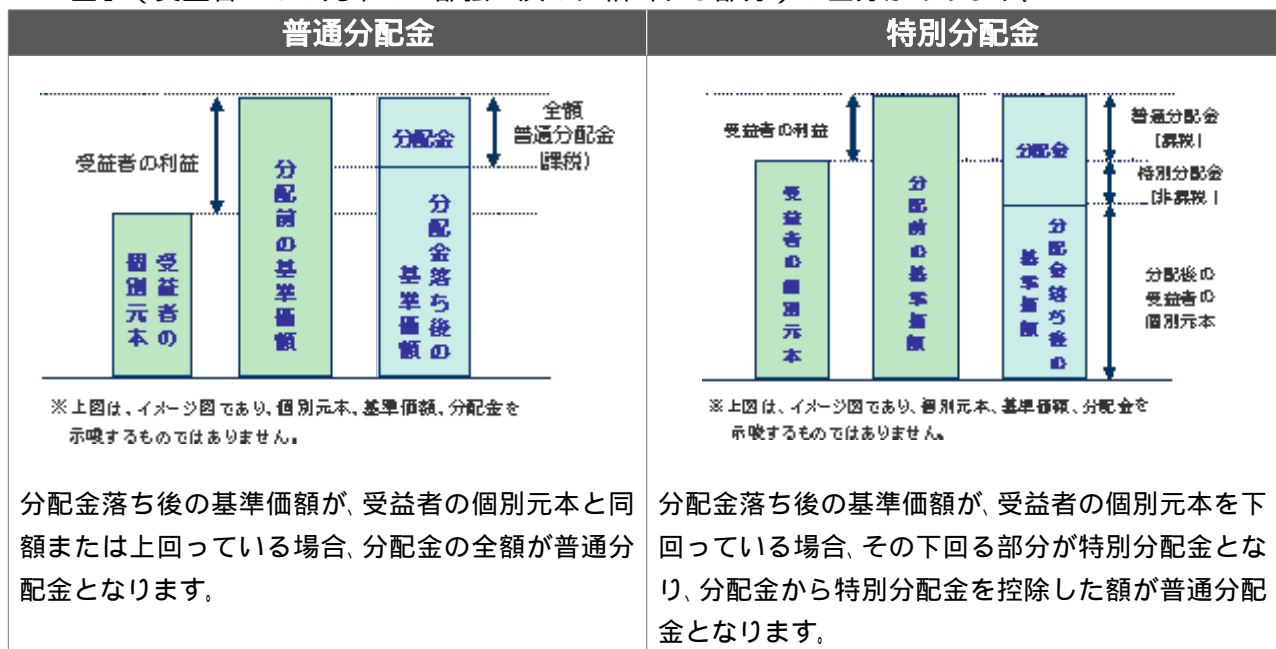
- ・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。



- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。  
「特別分配金」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

### 分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。



上記は、平成23年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】(平成23年1月31日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	399,524,182	100.11
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		439,876	0.11
合計(純資産総額)		399,084,306	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

## (参考)インベスコ 先進国株式インデックス マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	アメリカ	176,271,407	44.11
	イギリス	39,366,993	9.85
	日本	37,318,400	9.34
	カナダ	18,956,025	4.74
	フランス	18,822,756	4.71
	オーストラリア	16,103,849	4.03
	ドイツ	16,013,732	4.00
	スイス	15,666,603	3.92
	スペイン	7,193,991	1.80
	スウェーデン	5,722,322	1.43
	オランダ	5,341,672	1.33
	香港	5,099,743	1.27
	イタリア	4,498,129	1.12
	シンガポール	2,692,111	0.67
	フィンランド	2,488,949	0.62
	デンマーク	1,525,467	0.38
	ベルギー	1,153,463	0.28
	ノルウェー	903,174	0.22
	イスラエル	849,026	0.21
	オーストリア	743,125	0.18
	ポルトガル	682,755	0.17
	ギリシャ	630,759	0.15
ニュージーランド	428,011	0.10	
アイルランド	389,968	0.09	
小 計		378,862,430	94.82
投資証券	アメリカ	1,857,308	0.46
	オーストラリア	1,037,088	0.25
	フランス	409,306	0.10
	イギリス	296,162	0.07

	シンガポール	259,543	0.06
	オランダ	123,127	0.03
	小計	3,982,534	0.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		16,701,401	4.18
合計(純資産総額)		399,546,365	100.00

## (2) 【投資資産】(平成23年1月31日現在)

## 【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	インベスコ 先進国 株式インデックス マザーファンド	554,740,603	0.7118 394,868,219	0.7202 399,524,182	100.11

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.11
合計	100.11

## (参考)インベスコ 先進国株式インデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	1,070	5,099.45	5,456,413	6,487.44	6,941,570	1.74
2	アメリカ	株式	APPLE	テクノロジー・ ハードウェアおよび 機器	200	22,328.68	4,465,736	27,599.78	5,519,957	1.39
3	アメリカ	株式	MICROSOFT	ソフトウェア・ サービス	1,800	2,150.16	3,870,294	2,279.92	4,103,871	1.03
4	アメリカ	株式	CHEVRON	エネルギー	500	6,100.86	3,050,431	7,668.47	3,834,239	0.96
5	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO.	資本財	2,300	1,291.08	2,969,492	1,659.02	3,815,759	0.96
6	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソ ナル用品	700	5,063.60	3,544,525	5,272.74	3,690,922	0.93
7	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	900	3,138.96	2,825,066	3,658.07	3,292,263	0.83
8	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS	銀行	3,515	841.68	2,958,513	890.85	3,131,359	0.79
9	スイス	株式	NESTLE SA-REG B SHRS	食品・飲料・タバ コ	683	4,647.27	3,174,088	4,479.77	3,059,685	0.77
10	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	600	4,880.16	2,928,098	4,928.62	2,957,172	0.75
11	アメリカ	株式	AT & T INC	電気通信サービス	1,300	2,100.06	2,730,083	2,257.75	2,935,079	0.74
12	アメリカ	株式	WELLS FARGO & COMPANY	銀行	1,119	2,281.57	2,553,078	2,615.01	2,926,206	0.74

13	アメリカ	株式	PFIZER	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,789	1,270.55	2,273,015	1,490.65	2,666,789	0.67
14	アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES	ソフトウェア・サービス	200	10,683.47	2,136,694	13,075.91	2,615,183	0.66
15	オーストラリア	株式	BHP BILLITON	素材	714	3,155.28	2,252,876	3,632.40	2,593,535	0.65
16	アメリカ	株式	COCA-COLA COMPANY	食品・飲料・タバコ	500	4,300.32	2,150,163	5,109.30	2,554,653	0.64
17	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA	各種金融	2,241	1,259.05	2,821,537	1,116.96	2,503,125	0.63
18	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	50	41,071.56	2,053,578	49,359.30	2,467,965	0.62
19	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	1,400	1,734.52	2,428,337	1,762.50	2,467,513	0.62
20	スイス	株式	NOVARTIS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	534	4,687.76	2,503,269	4,606.27	2,459,749	0.62
21	イギリス	株式	VODAFONE GROUP	電気通信サービス	10,538	184.72	1,946,661	231.75	2,442,236	0.62
22	日本	株式	トヨタ自動車	自動車・自動車部品	700	3,192.11	2,234,482	3,400.00	2,380,000	0.60
23	フランス	株式	TOTAL	エネルギー	501	4,455.90	2,232,409	4,723.89	2,366,669	0.60
24	アメリカ	株式	ORACLE	ソフトウェア・サービス	900	1,894.73	1,705,265	2,628.16	2,365,344	0.60
25	イギリス	株式	BP	エネルギー	3,710	473.52	1,756,787	633.27	2,349,461	0.59
26	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	500	3,844.09	1,922,047	4,648.55	2,324,279	0.59
27	アメリカ	株式	CONOCOPHILLIPS	エネルギー	400	4,468.59	1,787,436	5,795.09	2,318,037	0.59
28	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,300	1,879.95	2,443,942	1,718.98	2,234,675	0.56
29	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	各種金融	5,500	321.12	1,766,205	387.65	2,132,094	0.54
30	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	400	5,271.82	2,108,728	5,289.17	2,115,668	0.53

## 種類別および業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
----	----	---------

株式	エネルギー	11.18
	銀行	8.80
	資本財	7.44
	素材	7.50
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.08
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.61
	食品・飲料・タバコ	5.44
	各種金融	5.29
	ソフトウェア・サービス	4.73
	保険	4.14
	電気通信サービス	4.13
	公益事業	3.88
	自動車・自動車部品	1.20
	食品・生活必需品小売り	2.29
	メディア	2.38
	小売	2.27
	ヘルスケア機器・サービス	2.00
	運輸	1.79
	家庭用品・パーソナル用品	1.93
	耐久消費財・アパレル	1.31
	半導体・半導体製造装置	1.57
	消費者サービス	1.65
	商業・専門サービス	0.61
不動産	0.47	
	小計	94.82
投資証券	-	0.99
	合計	95.81

(注)業種については、MSCI世界産業分類基準の産業グループに準じています。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (参考)インベスコ 先進国株式インデックス マザーファンド

種類	取引所	資産の名称	買建 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	シカゴ商業取引所	S & P 5 0 0 EMINI	買建	3	米ドル	185,452.5	190,725	15,664,244	3.92

#### (3) 【運用実績】

##### 【純資産の推移】

		純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1 特定期間	第1期(平成20年6月18日現在)	348	350	1.0189	1.0223
第2 特定期間	第2期(平成20年9月18日現在)	369	371	0.8002	0.8037
	第3期(平成20年12月18日現在)	260	262	0.5219	0.5254
第3 特定期間	第4期(平成21年3月18日現在)	269	271	0.4924	0.4954
	第5期(平成21年6月18日現在)	323	325	0.5816	0.5846
第4 特定期間	第6期(平成21年9月18日現在)	380	382	0.6601	0.6631
	第7期(平成21年12月18日現在)	391	393	0.6470	0.6500
第5 特定期間	第8期(平成22年3月18日現在)	431	433	0.6816	0.6846
	第9期(平成22年6月18日現在)	404	406	0.6339	0.6369
第6 特定期間	第10期(平成22年9月21日現在)	405	407	0.6277	0.6307
	第11期(平成22年12月20日現在)	398	399	0.6585	0.6615
	平成22年1月末日	410	-	0.6401	-
	平成22年2月末日	411	-	0.6370	-
	平成22年3月末日	429	-	0.7014	-
	平成22年4月末日	429	-	0.7135	-
	平成22年5月末日	399	-	0.6204	-
	平成22年6月末日	372	-	0.5811	-
	平成22年7月末日	398	-	0.6135	-
	平成22年8月末日	375	-	0.5737	-
	平成22年9月末日	401	-	0.6206	-
	平成22年10月末日	400	-	0.6186	-
	平成22年11月末日	380	-	0.6331	-
	平成22年12月末日	397	-	0.6513	-
	平成23年1月末日	399	-	0.6652	-

## 【分配の推移】

		1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	第1期	0.0035
第2特定期間	第2期	0.0035
	第3期	0.0035
第3特定期間	第4期	0.0030
	第5期	0.0030
第4特定期間	第6期	0.0030
	第7期	0.0030
第5特定期間	第8期	0.0030
	第9期	0.0030

第 6 特定期間	第10期	0.0030
	第11期	0.0030

## 【収益率の推移】

		収益率(%)
第 1 特定期間	第 1 期	2.23
第 2 特定期間	第 2 期	21.12
	第 3 期	34.34
第 3 特定期間	第 4 期	5.08
	第 5 期	18.72
第 4 特定期間	第 6 期	14.01
	第 7 期	1.53
第 5 特定期間	第 8 期	5.81
	第 9 期	6.56
第 6 特定期間	第10期	0.50
	第11期	5.38

(注 1)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(注 2)第 1 期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初設定元本(1口当たり1円)を使用しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

		設定数量(口)	解約数量(口)
第 1 特定期間	第 1 期	345,438,256	2,938,296
第 2 特定期間	第 2 期	150,964,736	31,282,586
	第 3 期	61,328,898	24,014,657
第 3 特定期間	第 4 期	50,806,548	2,324,165
	第 5 期	59,597,051	51,094,650
第 4 特定期間	第 6 期	56,728,167	36,506,259
	第 7 期	44,821,427	16,593,557
第 5 特定期間	第 8 期	83,390,785	55,660,294
	第 9 期	73,703,573	67,502,474
第 6 特定期間	第10期	36,472,873	29,810,034
	第11期	35,079,520	75,930,496

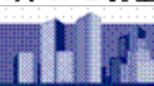
(注 1)設定数量には当初設定数量を含みます。

(注 2)本邦外における設定、解約の実績はありません。

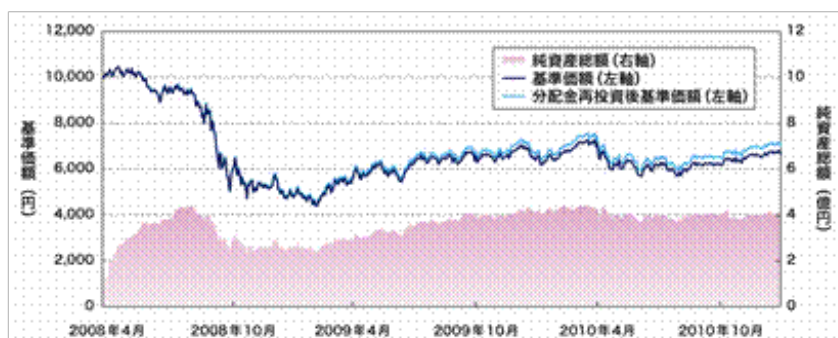
(参考情報)交付目論見書に記載する運用実績

(2011年1月31日現在)

## 基準価額・純資産の推移



### ■基準価額・純資産総額の推移(設定来)



\* 基準価額、分配金再投資後基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

\* 分配金再投資後基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	6,652 円
純資産総額	399 百万円

### ■期間騰落率

期間	ファンド
1ヵ月	2.1%
3ヵ月	8.0%
6ヵ月	9.4%
1年	5.9%
3年	-
5年	-
設定来	-29.8%

\* 期間騰落率は、分配金再投資後基準価額の騰落率です。

## 分配の推移

(課税前/1万口当たり)

決算期	2009年12月	2010年3月	2010年6月	2010年9月	2010年12月	設定来累計
分配金	30円	30円	30円	30円	30円	345円

## 主要な資産の状況

【ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。】

### ■資産配分

種別名	純資産比
株式	95.8%
先物取引	3.9%
キャッシュ等	0.3%

### ■銘柄数

銘柄数	768
-----	-----

### ■資産配分

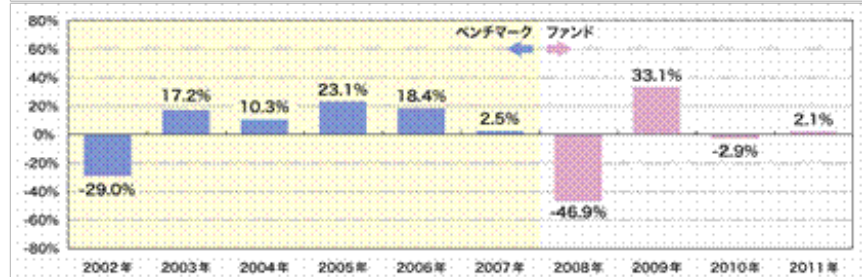
国名	純資産比
1 アメリカ	44.6%
2 イギリス	9.9%
3 日本	9.3%
4 フランス	4.8%
5 カナダ	4.7%

### ■組入上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比
1	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	エネルギー	1.7%
2	APPLE	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.4%
3	MI MICROSOFT	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.0%
4	CHEVRON	アメリカ	エネルギー	1.0%
5	GENERAL ELECTRIC CO.	アメリカ	資本財	1.0%
6	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	0.9%
7	JPMORGAN CHASE	アメリカ	各種金融	0.8%
8	HSBC HOLDINGS	イギリス	銀行	0.8%
9	NESTLE SA	スイス	食品・飲料・タバコ	0.8%
10	JOHNSON&JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.7%

\*業種は、MSCI世界産業分類基準の産業グループに準じています。

## 年間収益率の推移



\* ファンドのベンチマークは、MSCIワールド・インデックス(円換算ベース)です。

\* ファンドの年間収益率は、分配金再投資後基準価額を基に算出しています。

\* 2002年から2007年まではベンチマークの騰落率を表示しています。

\* 2008年はファンドの設定日(2008年4月23日)から年末まで、2011年は1月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
 ・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。



## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

購入方法	<p>販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。</p> <p>「自動けいぞく投資コース」をお申し込みいただく投資者は、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。</p> <p>なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。</p>
購入申込不可日	<p>ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日いずれかに該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。</p>
購入単位	<p>お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>* 分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」と、分配金を受け取る「一般コース」の2コースがあります。</p> <p>* 「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。</p>
購入申込締切時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、毎営業日の午後3時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。</li> <li>・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。</li> <li>・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。</li> </ul>
購入価額	<p>購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>ただし、「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。</p>
購入時手数料	<p>購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める2.10%（税抜き2.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。</p> <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p>

購入代金の支払い	<p>販売会社が定める期日までにお支払いください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自動けいぞく投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。</li> <li>・「一般コース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。</li> </ul>
購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。</li> <li>・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。</li> <li>・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。</li> <li>・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。</li> </ul>

## 2【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日のいずれかに該当する日には、換金のお申し込みの受け付けを行いません。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	<p>原則として、毎営業日の午後3時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。</p> <p>当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。</p>

換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。
換金の申し込み受け付けの中止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。</li> <li>・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。</li> <li>・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。</li> </ul>
換金にかかる受益権の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</li> <li>・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。</li> </ul>
償還金の支払い	<p>原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。</p> <p>償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。</p>

## 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

<p>基準価額の算定</p>	<p>基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。</p> <p>基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <div data-bbox="523 638 1358 1093" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>基準価額の計算方法</b></p> <p>ファンドの純資産総額 = ファンドの資産総額 - ファンドの負債総額          ファンドの基準価額 = ファンドの純資産総額 ÷ ファンドの受益権口数</p> </div>						
<p>基準価額の算出頻度と公表</p>	<p>基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「先進国イ」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。</p> <p>なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。</p> <p style="text-align: center;"><b>基準価額の照会先</b></p> <div data-bbox="523 1429 1358 1637" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; background-color: #f0f0f0;"> <p><b>インベスコ投信投資顧問株式会社</b></p> <p>お問い合わせダイヤル 03-6402-2700              受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで              ホームページ <a href="http://www.invesco.co.jp/">http://www.invesco.co.jp/</a></p> </div>						
<p>主な投資資産の評価方法</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">投資資産</th> <th>評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親投資信託 受益証券</td> <td>親投資信託受益証券の基準価額で評価します。</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場で評価します。</td> </tr> </tbody> </table>	投資資産	評価方法	親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。	株式	原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場で評価します。
投資資産	評価方法						
親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。						
株式	原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場で評価します。						

## (2)【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 * ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
---------	---

## (3) 【信託期間】

ファンドの信託期間	無期限（設定日：平成20年4月23日）とします。 なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回る事となった場合、信託期間の途中で償還することがあります。
-----------	--

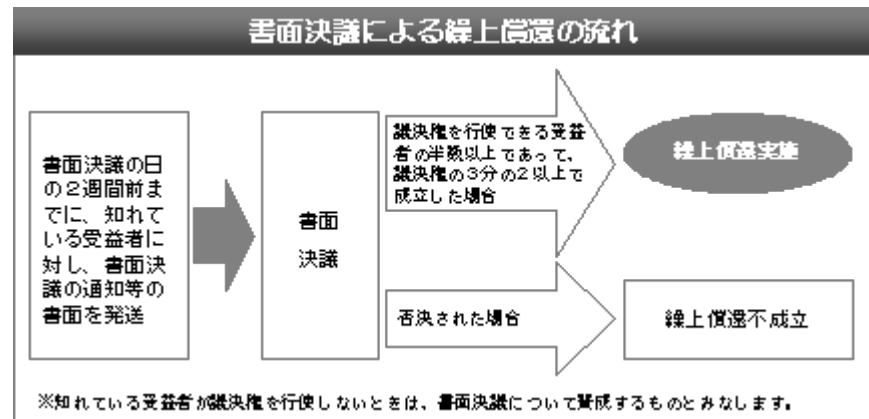
## (4) 【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎年3月19日から6月18日、6月19日から9月18日、9月19日から12月18日および12月19日から翌年3月18日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
-----------	---

## (5) 【その他】

## 繰上償還

- ・ 委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回るようになった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ・ 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ・ 信託契約の解約は、以下の手続きで行います。



- \* 上記の手続きは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- \* 上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- \* 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

信託約款の変更等	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合を行うことができます。 投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じです。</li> <li>委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、ファンドの信託約款は当「信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。</li> <li>その内容が重大なものおよび併合（以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）は、以下の手続きで行います。</li> </ul> <div data-bbox="507 663 1378 1093" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>重大な信託約款の変更等の流れ</b></p> <p>書面決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面決議の通知等の書面を送送</p> <p style="text-align: center;">書面決議</p> <p>議決権を行使できる受益者の半数以上であって、議決権の3分の2以上で成立した場合</p> <p style="text-align: center;">約款変更実施</p> <p>否決された場合</p> <p style="text-align: center;">約款変更不成立</p> <p><small>※知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。 ※書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。</small></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 上記の手続きは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。</li> <li>* ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。</li> <li>* 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。</li> </ul>
反対者の買取請求	<p>委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更等」に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、受益者に対し送付する書面決議の通知書面に付記します。</p>
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	<p>委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了の3カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。</p>
運用報告書	<p>委託会社は、年2回（6月と12月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に、販売会社よりお届けします。</p>

公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
----	--------------------------

## 4【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。</li> <li>・分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。</li> <li>・「自動けいぞく投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。</li> <li>・受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。</li> </ul>
償還金に対する請求権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。</li> <li>・償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。</li> <li>・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。</li> </ul>
受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
反対者の買取請求権	委託会社が、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。



### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成21年12月19日から平成22年6月18日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けており、当特定期間（平成22年6月19日から平成22年12月20日まで）の財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。
- (4) 当ファンドは平成22年7月5日付で、委託会社が「モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社」から「インベスコ投信投資顧問株式会社」に変更されました。また、マザーファンドの名称が「モルガン・スタンレー 先進国株式インデックス・マザーファンド」から「インベスコ 先進国株式インデックス マザーファンド」に変更されました。

## 1【財務諸表】

先進国株式インデックス・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成22年6月18日現在)	当期 (平成22年12月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	404,856,727	398,158,728
未収入金	3,038,308	2,741,190
流動資産合計	407,895,035	400,899,918
資産合計	407,895,035	400,899,918
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	1,916,587	1,814,023
未払解約金	38,308	-
未払受託者報酬	88,598	82,420
未払委託者報酬	797,380	741,752
その他未払費用	105,447	102,995
流動負債合計	2,946,320	2,741,190
負債合計	2,946,320	2,741,190
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	638,862,503	604,674,366
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	233,913,788	206,515,638
（分配準備積立金）	7,447,092	6,156,509
元本等合計	404,948,715	398,158,728
純資産合計	404,948,715	398,158,728
負債純資産合計	407,895,035	400,899,918

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期	当期
	自平成21年12月19日 至平成22年6月18日	自平成22年6月19日 至平成22年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	3,356,954	21,644,816
営業収益合計	3,356,954	21,644,816
営業費用		
受託者報酬	174,983	167,595
委託者報酬	1,574,844	1,508,298
その他費用	212,687	208,523
営業費用合計	1,962,514	1,884,416
営業利益又は営業損失（ ）	5,319,468	19,760,400
経常利益又は経常損失（ ）	5,319,468	19,760,400
当期純利益又は当期純損失（ ）	5,319,468	19,760,400
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	832,257	94,898
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	213,520,611	233,913,788
剰余金増加額又は欠損金減少額	41,033,059	39,225,958
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	41,033,059	39,225,958
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,459,940	27,742,711
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,459,940	27,742,711
分配金	3,814,571	3,750,599
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	233,913,788	206,515,638

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期
	自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日
有価証券の評価基準および 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親 投資信託受益証券の基準価額を用いております。

項目	当期
	自 平成22年 6月19日 至 平成22年12月20日
1.有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価し ております。
2.その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成22年12月18日及び19日が休日のため、信託約款第39条第 2 項により、当特定期間末日を平成22年12月20日としております。 このため、当特定期間は185日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 (平成22年 6月18日現在)
1.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は233,913,788円であります。
2.当該特定期間の末日にお ける受益権総数	638,862,503口
3.1口当たり純資産額	0.6339円

	当期 (平成22年12月20日現在)
1.期首元本額	638,862,503円
期中追加設定元本額	71,552,393円
期中解約元本額	105,740,530円
2.特定期間末日における受益権の総数	604,674,366口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は206,515,638円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期
	自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日

## 1. 分配金の計算過程

(自平成21年12月19日 至平成22年 3月18日)

投資信託約款に基づき計算した分配可能額は8,464,836円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、1,897,984円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

	金額(円)	1万口当たり (円)
A. 配当等収益	1,821,969	28.79
B. 有価証券売買等損益	-	-
C. 収益調整金	880,107	13.91
D. 分配準備積立金	5,762,760	91.08
分配可能額	8,464,836	133.78

(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(自平成22年 3月19日 至平成22年 6月18日)

投資信託約款に基づき計算した分配可能額は9,364,291円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、1,916,587円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

	金額(円)	1万口当たり (円)
A. 配当等収益	2,574,507	40.29
B. 有価証券売買等損益	-	-
C. 収益調整金	893,742	13.98
D. 分配準備積立金	5,896,042	92.28
分配可能額	9,364,291	146.55

(注) 配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

## 2. その他費用

監査報酬および目論見書等の印刷費用を計上しております。

## 3. 欠損金減少額および欠損金増加額

当期一部解約に伴う欠損金減少額および当期追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額および欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

<p>当期 自 平成22年 6月19日 至 平成22年12月20日</p>
<p>分配金の計算過程 (平成22年 6月19日から平成22年 9月21日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,078,206円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(449,266円)及び分配準備積立金(7,111,746円)より分配対象収益は8,639,218円(1万口当たり133.81円)であり、うち1,936,576円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成22年 9月22日から平成22年12月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,789,181円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(429,899円)及び分配準備積立金(5,879,013円)より分配対象収益は8,098,093円(1万口当たり133.90円)であり、うち1,814,023円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

<p>前期 自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日</p>
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（親投資信託受益証券）、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。 これらは、有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、解約による資金流出に伴うリスクなどの流動性リスク、および信用リスクなどに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 ポートフォリオ・リスク・モニタリング体制として、当社グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しております。その結果、異常値を認められた場合には、当社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、リスク管理規程に基づき、同委員会が当該ファンドの調査を行い、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請いたします。 売買執行体制として、運用部門から独立した組織であるトレーディング部門が売買を執行いたします。運用部門とトレーディング部門を組織として分離することにより、売買執行における効率性を追及するとともに、社内牽制体制を確立しております。 コンプライアンス体制として、コンプライアンス部が、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視し、必要に応じて運用チームへの指導・勧告を行います。</p>

項目	当期 自 平成22年6月19日 至 平成22年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券は、インベスコ 先進国株式インデックス マザーファンドです。親投資信託受益証券は、株価の変動リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク等にさらされております。</p> <p>また、親投資信託受益証券は、為替予約取引および株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引のうち、為替予約取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。また、株価指数先物取引に係る主要なリスクは、対象指数または対象証券の動き等を反映して変動する価格変動リスクであります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」（以下「RMC」といいます。）で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。</p> <p>RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

前期 (平成22年6月18日現在)	
<p>1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	

項目	当期 (平成22年12月20日現在)
----	-----------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 有価証券	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2) デリバティブ取引	該当事項はありません。
(3) 上記以外の金融商品	上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

当期(平成22年12月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	当特定期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	22,028,684
合 計	22,028,684

## (デリバティブ取引等に関する注記)

当 期
自 平成22年 6 月19日 至 平成22年12月20日
該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

前 期	当 期
自 平成21年12月19日 至 平成22年 6 月18日	自 平成22年 6 月19日 至 平成22年12月20日
該当事項はありません。	同左

## (重要な後発事象に関する注記)

前 期
自 平成21年12月19日 至 平成22年 6 月18日
該当事項はありません。





## (1口当たり情報に関する注記)

当期 (平成22年12月20日現在)
1口当たり純資産額 0.6585円 (1万口当たり純資産額 6,585円)

## (その他の注記)

## 1. 本報告書における開示対象ファンドの当該特定期間における元本額の変動

	前期 自 平成21年12月19日 至 平成22年6月18日
期首元本額	604,930,913円
期中追加設定元本額	157,094,358円
期中一部解約元本額	123,162,768円

## 2. 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種 類	前期 (平成22年6月18日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	25,751,493
合 計	25,751,493

## 3. デリバティブ取引等関係

ヘッジ会計が適用されていないもの  
 前特定期間末(平成22年6月18日現在)  
 該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されているもの  
 前特定期間末(平成22年6月18日現在)  
 該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券(親投資信託受益証券)

(平成22年12月20日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	インベスコ 先進国株式インデックス マザーファンド	559,133,168	398,158,728	
	合計	559,133,168	398,158,728	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

## 参考情報

当ファンドは、「インベスコ 先進国株式インデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ 先進国株式インデックス マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成22年 6 月18日現在)	(平成22年12月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		1,422,092	6,122,653
コール・ローン		17,499,712	8,420,308
株式		377,277,515	375,104,477
投資証券		5,305,194	3,930,374
派生商品評価勘定		338,944	36,154
未収入金		7,988	2,775
未収配当金		913,063	404,251
未収利息		23	11
前払金		-	5,337,609
差入委託証拠金		5,101,669	1,513,440
流動資産合計		407,866,200	400,872,052
資産合計		407,866,200	400,872,052
負債の部			
流動負債			
未払解約金		3,038,308	2,741,190
流動負債合計		3,038,308	2,741,190
負債合計		3,038,308	2,741,190
純資産の部			
元本等			
元本		598,900,484	559,133,168
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		194,072,592	161,002,306
元本等合計		404,827,892	398,130,862
純資産合計		404,827,892	398,130,862
負債純資産合計		407,866,200	400,872,052

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年12月19日 至 平成22年 6 月18日
1．有価証券の評価基準および評価方法	<p>組入有価証券（株式および投資証券）については、移動平均法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における計算日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2．デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>(1) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p> <p>(2) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>
3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4．収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 国内株式については原則として、株式の配当落ち日においてその金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には、予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。また、外国株式および外国投資証券については、株式および投資証券の配当落ち日において予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p>
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

項目	自 平成22年 6 月19日 至 平成22年12月20日
----	---------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定するものをいい、以下「取引所」といいます。）及び外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定するものをいいます。）又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、外国金融商品市場（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第8項第3号口に規定するものをいいます。）における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、又は第一種金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1)株価指数先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、本書における開示対象ファンドの特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、本書における開示対象ファンドの特定期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

(平成22年6月18日現在)	
1. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は194,072,592円であります。
2. 計算日における受益権総数	598,900,484口
3. 1口当たり純資産額	0.6760円

(平成22年12月20日現在)	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	598,900,484円
同期中における追加設定元本額	66,903,408円
同期中における解約元本額	106,670,724円

同特定期間末日における元本の内訳 (保有ファンド名)	(金額)
先進国株式インデックス・ファンド	559,133,168円
合計	559,133,168円
2.本書における開示対象ファンドの特定期間末日における 当該親投資信託の受益権の総数	559,133,168口
3.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は161,002,306円でありま す。	



## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（株式・投資証券）、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。</p> <p>これらは、有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、解約による資金流出に伴うリスクなどの流動性リスク、および信用リスクなどに晒されております。</p> <p>なお、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引であります。為替予約取引には為替相場の変動によるリスク、株価指数先物取引には株価変動によるリスクを有しております。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>ポートフォリオ・リスク・モニタリング体制として、当社グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しております。その結果、異常値を認めた場合には、当社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、リスク管理規程に基づき、同委員会が当該ファンドの調査を行い、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請いたします。</p> <p>売買執行体制として、運用部門から独立した組織であるトレーディング部門が売買を執行いたします。運用部門とトレーディング部門を組織として分離することにより、売買執行における効率性を追及するとともに、社内牽制体制を確立しております。</p> <p>コンプライアンス体制として、コンプライアンス部が、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視し、必要に応じて運用チームへの指導・勧告を行います。</p>

項目	自 平成22年 6月19日 至 平成22年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融資産は、主として国内外の株式であります。国内外の株式は、株価の変動リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク等にさらされております。 また、当ファンドは、為替予約取引および株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引のうち、為替予約取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。また、株価指数先物取引に係る主要なリスクは、対象指数または対象証券の動き等を反映して変動する価格変動リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。

## 金融商品の時価等に関する事項

(平成22年 6月18日現在)	
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 株式・投資証券	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 デリバティブ取引 「(その他の注記) 3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

項目	(平成22年12月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 有価証券	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2) デリバティブ取引	<p>為替予約取引</p> <p>本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。</p> <p>a . 同特定期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。</p> <p>b . 同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。</p> <p>イ . 同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。</p> <p>ロ . 同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。</p> <p>同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。</p> <p>株価指数先物取引</p> <p>原則として本書における開示対象ファンドの特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同特定期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。</p>
(3) 上記以外の金融商品	上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。

## (有価証券に関する注記)

(平成22年12月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	31,943,344
投資証券	155,512
合 計	32,098,856

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(平成22年12月20日現在)

(単位：円)

種 類	契 約 額 等	う ち	時 価	評 価 損 益
		1 年 超		
市場取引 株価指数先物取引 買 建 S&P500 EMINI	20,788,780	-	20,824,934	36,154
合 計	20,788,780	-	20,824,934	36,154

(注)時価の算定方法については、「(金融商品に関する注記)」に記載しております。

通貨関連

(平成22年12月20日現在)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

自 平成21年12月19日 至 平成22年 6 月18日	自 平成22年 6 月19日 至 平成22年12月20日
該当事項はありません	同左

## (重要な後発事象に関する注記)

自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日
該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

(平成22年12月20日現在)
1口当たり純資産額 0.7121円 (1万口当たり純資産額 7,121円)

## (その他の注記)

## 1. 本報告書における開示対象ファンドの前特定期間における当該親投資信託の元本額の変動

(平成22年 6月18日現在)	
先進国株式インデックス・ファンドの当特定期間における当該親投資信託の期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	575,014,219円
期中追加設定元本額	148,925,209円
期中一部解約元本額	125,038,944円
期末における元本の内訳	
先進国株式インデックス・ファンド	598,900,484円
期末元本合計	598,900,484円

## 2. 有価証券関係

## 売買目的有価証券

(平成22年 6月18日現在)	
種 類	当該親投資信託の期首（平成21年 6月19日）から計算日までの期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	42,791,516
投資証券	790,499
合 計	43,582,015

## 3. デリバティブ取引等関係

ヘッジ会計が適用されていないもの

## (1)通貨関連

区分	種類	(平成22年6月18日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち 1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売 建 米ドル	6,531	-	6,531	-
	合計	6,531	-	6,531	-

## (注) 1. 時価の算定方法

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」とする。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

## (2)株式関連

区分	種類	(平成22年6月18日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建 S&P500 EMINI	19,865,091	-	20,204,035	338,944
	合計	19,865,091	-	20,204,035	338,944

## (注) 1. 時価の算定方法

1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3) 契約額等および時価の邦貨換算は計算日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

ヘッジ会計が適用されているもの

(平成22年6月18日現在)

該当事項はありません。

[次へ](#)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## 株式

(平成22年12月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	アサヒビール	100	1,589.00	158,900	
	日本たばこ産業	1	291,900.00	291,900	
	住友化学	1,000	385.00	385,000	
	信越化学工業	100	4,315.00	431,500	
	三井化学	1,000	288.00	288,000	
	三菱ケミカルホールディングス	500	525.00	262,500	
	富士フイルムホールディングス	200	2,909.00	581,800	
	資生堂	200	1,748.00	349,600	
	武田薬品工業	200	3,975.00	795,000	
	アステラス製薬	100	3,090.00	309,000	
	塩野義製薬	200	1,597.00	319,400	
	エーザイ	100	2,941.00	294,100	
	第一三共	100	1,814.00	181,400	
	JXホールディングス	500	539.00	269,500	
	ブリヂストン	300	1,611.00	483,300	
	新日本製鐵	1,000	300.00	300,000	
	住友金属工業	1,000	204.00	204,000	
	神戸製鋼所	2,000	210.00	420,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	100	2,834.00	283,400	
	住友電気工業	200	1,118.00	223,600	
	住生活グループ	200	1,799.00	359,800	
	コマツ	400	2,453.00	981,200	
	ダイキン工業	100	2,875.00	287,500	
	三菱重工業	1,000	307.00	307,000	
	日立製作所	1,000	408.00	408,000	
	東芝	1,000	435.00	435,000	
	三菱電機	1,000	848.00	848,000	
	日本電気	1,000	244.00	244,000	
	富士通	1,000	567.00	567,000	
	パナソニック	600	1,156.00	693,600	
	ソニー	300	2,930.00	879,000	
	T D K	100	5,640.00	564,000	
	村田製作所	100	5,420.00	542,000	
	キヤノン	300	4,120.00	1,236,000	
東京エレクトロン	100	5,090.00	509,000		
豊田自動織機	100	2,529.00	252,900		
デンソー	100	2,852.00	285,200		
日産自動車	600	789.00	473,400		
トヨタ自動車	700	3,230.00	2,261,000		



	本田技研工業	400	3,280.00	1,312,000
	スズキ	100	2,033.00	203,300
	ニコン	200	1,625.00	325,000
	HOYA	100	1,995.00	199,500
	東京電力	400	1,967.00	786,800
	中部電力	200	2,004.00	400,800
	関西電力	200	2,027.00	405,400
	中国電力	200	1,668.00	333,600
	東北電力	200	1,816.00	363,200
	九州電力	200	1,828.00	365,600
	東京ガス	1,000	364.00	364,000
	大阪ガス	1,000	314.00	314,000
	東京急行電鉄	1,000	375.00	375,000
	東日本旅客鉄道	100	5,310.00	531,000
	全日本空輸	1,000	303.00	303,000
	ヤフー	2	32,150.00	64,300
	日本電信電話	100	3,735.00	373,500
	KDDI	1	496,500.00	496,500
	NTTドコモ	3	141,900.00	425,700
	NTTデータ	1	282,300.00	282,300
	ソフトバンク	200	2,834.00	566,800
	伊藤忠商事	700	813.00	569,100
	丸紅	1,000	564.00	564,000
	三井物産	400	1,305.00	522,000
	住友商事	100	1,159.00	115,900
	三菱商事	300	2,177.00	653,100
	三越伊勢丹ホールディングス	200	965.00	193,000
	セブン&アイ・ホールディングス	200	2,136.00	427,200
	イオン	100	1,007.00	100,700
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,700	437.00	1,179,900
	りそなホールディングス	100	509.00	50,900
	三井住友フィナンシャルグループ	400	2,893.00	1,157,200
	住友信託銀行	1,000	500.00	500,000
	みずほフィナンシャルグループ	4,900	150.00	735,000
	野村ホールディングス	800	516.00	412,800
	MS&ADインシュアランスグループホール	100	2,042.00	204,200
	第一生命保険	4	133,900.00	535,600
	東京海上ホールディングス	200	2,492.00	498,400
	T&Dホールディングス	50	2,120.00	106,000
	オリックス	20	7,810.00	156,200
	三菱UFJリース	10	3,210.00	32,100
	セコム	100	3,850.00	385,000
	日本円小計	38,592		36,855,100
アメリカ	ANADARKO PETROLEUM	100	66.00	6,600.00
ドル	APACHE	100	116.45	11,645.00

BAKER HUGHES	100	56.25	5,625.00
CHESAPEAKE ENERGY	100	23.30	2,330.00
CHEVRON	500	88.49	44,245.00
CONOCOPHILLIPS	400	65.06	26,024.00
DENBURY RESOURCES	100	18.74	1,874.00
DEVON ENERGY	100	73.09	7,309.00
EXXON MOBIL	1,070	72.17	77,221.90
HALLIBURTON	200	39.89	7,978.00
HESS	100	75.44	7,544.00
MARATHON OIL	100	35.21	3,521.00
NATIONAL-OILWELL	100	63.58	6,358.00
OCCIDENTAL PETROLEUM	200	95.20	19,040.00
PEABODY ENERGY	100	60.53	6,053.00
SCHLUMBERGER	269	81.34	21,880.46
SOUTHWESTERN ENERGY	100	35.77	3,577.00
VALERO ENERGY	200	21.08	4,216.00
WEATHERFORD INTERNATIONAL	200	21.99	4,398.00
ALCOA	300	14.56	4,368.00
DOW CHEMICAL	200	33.95	6,790.00
DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	200	49.86	9,972.00
FREEMONT MCMORAN COPPER-B	100	113.71	11,371.00
INTERNATIONAL PAPER	100	25.94	2,594.00
MONSANTO	100	64.60	6,460.00
NEWMONT MINING	100	59.40	5,940.00
NUCOR	100	44.58	4,458.00
PRAXAIR	100	93.52	9,352.00
3M	100	86.37	8,637.00
BOEING	100	65.03	6,503.00
CATERPILLAR	100	92.59	9,259.00
DANAHER	100	46.80	4,680.00
DEERE & CO	100	81.55	8,155.00
EMERSON ELECTRIC	100	58.33	5,833.00
GENERAL DYNAMICS	100	70.28	7,028.00
GENERAL ELECTRIC	2,300	17.70	40,710.00
HONEYWELL INTERNATIONAL	100	52.99	5,299.00
ILLINOIS TOOL WORKS	100	51.97	5,197.00
INGERSOLL-RAND	23	47.00	1,081.00
LOCKHEED MARTIN	100	70.07	7,007.00
NORTHROP GRUMMAN	100	64.12	6,412.00
PACCAR	100	56.50	5,650.00
RAYTHEON COMPANY	100	45.17	4,517.00
TEXTRON	100	23.29	2,329.00
TYCO INTERNATIONAL	100	41.75	4,175.00
UNITED TECHNOLOGIES	200	78.80	15,760.00
REPUBLIC SERVICES	100	30.41	3,041.00
WASTE MANAGEMENT	100	36.28	3,628.00

CSX	100	63.66	6,366.00
FEDEX	100	93.07	9,307.00
NORFOLK SOUTHERN	100	62.67	6,267.00
UNION PACIFIC	100	91.18	9,118.00
UNITED PARCEL SERVICE-B	100	73.06	7,306.00
FORD MOTOR COMPANY	600	16.80	10,080.00
JOHNSON CONTROLS	100	38.65	3,865.00
COACH	100	58.23	5,823.00
DR HORTON	100	11.39	1,139.00
NEWELL RUBBERMAID	100	18.00	1,800.00
NIKE INC-B	100	90.05	9,005.00
CARNIVAL	100	42.51	4,251.00
LAS VEGAS SANDS	100	45.38	4,538.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-A	100	41.65	4,165.00
MCDONALD'S	200	76.81	15,362.00
STARBUCKS	100	32.76	3,276.00
YUM! BRANDS	100	50.05	5,005.00
COMCAST-A	400	21.41	8,564.00
COMCAST-A	200	20.06	4,012.00
DIRECTV-A	200	39.26	7,852.00
DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	50	42.47	2,123.50
DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	50	37.07	1,853.50
INTERPUBLIC GROUP OF COMPANIES	200	10.83	2,166.00
MCGRAW-HILL COMPANIES	100	36.30	3,630.00
NEWS-A	400	14.47	5,788.00
OMNICOM GROUP	100	46.44	4,644.00
THE WALT DISNEY	400	37.05	14,820.00
TIME WARNER	233	31.51	7,341.83
TIME WARNER CABLE	91	65.30	5,942.30
VIACOM-B	100	38.61	3,861.00
VIRGIN MEDIA	100	26.11	2,611.00
AMAZON.COM	100	177.58	17,758.00
BED BATH&BEYOND	100	47.72	4,772.00
BEST BUY	100	34.27	3,427.00
HOME DEPOT	400	35.10	14,040.00
KOHL'S	100	53.80	5,380.00
LIMITED BRANDS	100	31.24	3,124.00
LOWE'S COMPANIES	300	25.17	7,551.00
STAPLES	200	22.53	4,506.00
TARGET	100	58.52	5,852.00
TJX COMPANIES	100	43.44	4,344.00
COSTCO WHOLESALE	100	71.84	7,184.00
CVS	300	34.40	10,320.00
KROGER	100	21.70	2,170.00
SAFEWAY	100	21.56	2,156.00
SYSCO	100	29.30	2,930.00

WAL-MART STORES	400	54.41	21,764.00
WALGREEN	200	37.58	7,516.00
ALTRIA GROUP	400	24.99	9,996.00
ARCHER-DANIELS-MIDLAND	100	30.03	3,003.00
COCA-COLA COMPANY	500	65.70	32,850.00
CONAGRA FOODS	100	22.49	2,249.00
DR PEPPER SNAPPLE GROUP	1	37.97	37.97
GENERAL MILLS	100	36.38	3,638.00
HEINZ(H.J.)	100	50.75	5,075.00
KELLOGG	100	51.23	5,123.00
KRAFT FOODS-A	400	31.93	12,772.00
PEPSICO	400	65.97	26,388.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	500	59.69	29,845.00
AVON PRODUCTS	100	28.84	2,884.00
COLGATE-PALMOLIVE	100	81.00	8,100.00
KIMBERLY-CLARK	100	62.74	6,274.00
PROCTER & GAMBLE	700	64.81	45,367.00
AETNA	100	30.37	3,037.00
BAXTER INTERNATIONAL	100	51.27	5,127.00
BOSTON SCIENTIFIC	400	7.65	3,060.00
CARDINAL HEALTH	100	38.71	3,871.00
CIGNA	100	36.70	3,670.00
COVIDIEN	100	46.48	4,648.00
EXPRESS SCRIPTS	100	54.91	5,491.00
HOLOGIC	100	18.03	1,803.00
MCKESSON	100	68.81	6,881.00
MEDCO HEALTH SOLUTIONS	100	62.15	6,215.00
MEDTRONIC	200	37.40	7,480.00
ST JUDE MEDICAL	100	42.56	4,256.00
STRYKER	100	54.53	5,453.00
UNITEDHEALTH GROUP	200	35.05	7,010.00
WELLPOINT	100	55.93	5,593.00
ABBOTT LABORATORIES	400	48.40	19,360.00
AGILENT TECHNOLOGIES	100	40.54	4,054.00
ALLERGAN	100	70.85	7,085.00
AMGEN	200	57.42	11,484.00
BIOGEN IDEC	100	68.14	6,814.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB	400	26.49	10,596.00
CELGENE	100	59.27	5,927.00
ELI LILLY & CO	200	35.01	7,002.00
FOREST LABORATORIES	100	32.71	3,271.00
GENZYME	100	69.79	6,979.00
GILEAD SCIENCES	200	37.19	7,438.00
JOHNSON & JOHNSON	600	62.54	37,524.00
LIFE TECHNOLOGIES	45	55.47	2,496.15
MERCK	719	36.48	26,229.12

PFIZER	1,789	17.03	30,466.67
THERMO FISHER SCIENTIFIC	100	55.78	5,578.00
BB&T	100	26.16	2,616.00
FIFTH THIRD BANCORP	200	14.07	2,814.00
HUDSON CITY BANCORP	100	12.51	1,251.00
KEYCORP	300	8.42	2,526.00
MARSHALL & ILSLEY	100	6.85	685.00
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	115	58.50	6,727.50
SUNTRUST BANKS	100	27.04	2,704.00
US BANCORP	400	26.20	10,480.00
WELLS FARGO & COMPANY	1,119	29.96	33,525.24
AMERICAN EXPRESS COMPANY	200	44.01	8,802.00
BANK OF AMERICA	2,241	12.57	28,169.37
BANK OF NEW YORK MELLON	200	29.39	5,878.00
CAPITAL ONE FINANCIAL	100	40.49	4,049.00
CITIGROUP	5,500	4.70	25,850.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	200	18.02	3,604.00
GOLDMAN SACHS GROUP	100	164.04	16,404.00
JPMORGAN CHASE & CO	900	39.67	35,703.00
MORGAN STANLEY	200	26.24	5,248.00
SCHWAB (CHARLES)	200	16.81	3,362.00
STATE STREET	100	45.47	4,547.00
ACE	100	61.05	6,105.00
AFLAC	100	55.56	5,556.00
ALLSTATE	100	31.31	3,131.00
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	60	52.56	3,153.60
AON	100	45.10	4,510.00
BERKSHIRE HATHAWAY-B	200	79.95	15,990.00
CHUBB	100	59.20	5,920.00
LOEWS	100	38.65	3,865.00
MARSH & MCLENNAN COMPANIES	100	27.09	2,709.00
METLIFE	200	43.93	8,786.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	100	31.93	3,193.00
PROGRESSIVE	200	19.62	3,924.00
PRUDENTIAL FINANCIAL	100	58.09	5,809.00
TRAVELERS COMPANIES	100	55.18	5,518.00
WEYERHAEUSER	244	18.16	4,431.04
ACCENTURE	100	50.32	5,032.00
ADOBE SYSTEMS	100	28.79	2,879.00
AUTOMATIC DATA PROCESSING	100	46.86	4,686.00
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS-A	100	72.40	7,240.00
COMPUTER ASSOCIATES INTERNATIONAL	100	24.89	2,489.00
EBAY	200	29.78	5,956.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	35	27.44	960.40
GOOGLE-A	50	590.80	29,540.00

INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	200	145.00	29,000.00
INTUIT	100	49.39	4,939.00
MICROSOFT	1,800	27.79	50,022.00
ORACLE	900	31.39	28,251.00
PAYCHEX	100	31.00	3,100.00
SAIC	100	15.70	1,570.00
SYMANTEC	200	16.94	3,388.00
VISA-A	100	66.90	6,690.00
WESTERN UNION	200	18.28	3,656.00
YAHOO!	300	16.32	4,896.00
APPLE	200	320.61	64,122.00
CISCO SYSTEMS	1,300	19.50	25,350.00
CORNING	300	18.99	5,697.00
DELL	300	13.64	4,092.00
EMC	400	22.96	9,184.00
HEWLETT-PACKARD	500	41.96	20,980.00
JUNIPER NETWORKS	100	36.49	3,649.00
MOTOROLA	500	8.88	4,440.00
NETWORK APPLIANCE	100	53.80	5,380.00
QUALCOMM	400	49.32	19,728.00
TYCO ELECTRONICS	100	35.34	3,534.00
XEROX	400	11.75	4,700.00
AMERICAN TOWER	100	49.61	4,961.00
AT & T	1,300	29.21	37,973.00
CENTURYTEL	37	45.13	1,669.81
CROWN CASTLE INTERNATIONAL	100	41.69	4,169.00
FRONTIER COMMUNICATIONS	144	9.25	1,332.00
SPRINT	1,000	4.16	4,160.00
VERIZON COMMUNICATION	600	34.64	20,784.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	100	35.99	3,599.00
CALPINE	200	13.14	2,628.00
CONSOLIDATED EDISON	100	49.34	4,934.00
DOMINION RESOURCES	100	42.57	4,257.00
DUKE ENERGY	300	17.74	5,322.00
EDISON INTERNATIONAL	100	38.68	3,868.00
EXELON	100	41.08	4,108.00
FIRSTENERGY	100	36.28	3,628.00
NEXTERA ENERGY	100	51.67	5,167.00
NISOURCE	100	17.11	1,711.00
PG & E	100	48.10	4,810.00
PPL	100	26.03	2,603.00
PROGRESS ENERGY	100	43.66	4,366.00
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GROUP	100	31.64	3,164.00
SOUTHERN	200	37.90	7,580.00
XCEL ENERGY	100	23.73	2,373.00
APPLIED MATERIAL	300	13.61	4,083.00

	BROADCOM-A	100	43.82	4,382.00
	INTEL	1,400	21.46	30,044.00
	LSI LOGIC	300	6.00	1,800.00
	MARVELL TECHNOLOGY GROUP	200	18.86	3,772.00
	TEXAS INSTRUMENT	200	32.53	6,506.00
	アメリカドル小計	59,985		2,092,272.36 (175,918,260)
カナダ ドル	CAMECO	200	39.94	7,988.00
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	200	43.03	8,606.00
	CENOVUS ENERGY	200	31.54	6,308.00
	ENBRIDGE	100	55.73	5,573.00
	ENCANA	200	28.39	5,678.00
	IMPERIAL OIL	100	38.63	3,863.00
	NEXEN	100	21.21	2,121.00
	SUNCOR ENERGY	384	36.30	13,939.20
	TALISMAN ENERGY	200	20.89	4,178.00
	TRANSCANADA	200	38.03	7,606.00
	BARRICK GOLD	200	52.37	10,474.00
	ELDORADO GOLD	200	18.45	3,690.00
	GOLDCORP	200	44.97	8,994.00
	IVANHOE MINES	100	25.45	2,545.00
	KINROSS GOLD	200	18.70	3,740.00
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	100	139.96	13,996.00
	SHERRITT INTERNATIONAL	200	8.26	1,652.00
	SILVER WHEATON	100	37.71	3,771.00
	TECK RESORCES	124	58.39	7,240.36
	YAMANA GOLD	200	12.38	2,476.00
	CAE	100	11.24	1,124.00
	CANADIAN NATIONAL RAILWAY	100	68.14	6,814.00
	THOMSON REUTERS	100	37.14	3,714.00
	YELLOW MEDIA	100	6.30	630.00
	VITERRA	200	9.25	1,850.00
	VALEANT PHARMACEUTICALS	100	30.55	3,055.00
	BANK OF MONTREAL	100	58.00	5,800.00
	BANK OF NOVA SCOTIA	200	56.60	11,320.00
	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	100	78.69	7,869.00
	ROYAL BANK OF CANADA	400	51.50	20,600.00
	TORONTO-DOMINION BANK	200	72.20	14,440.00
	MANULIFE FINANCIAL	400	16.96	6,784.00
	POWER OF CANADA	100	27.01	2,701.00
	SUN LIFE FINANCIAL	100	30.48	3,048.00
	BROOKFIELD PROPERTIES	100	16.85	1,685.00
	RESEARCH IN MOTION	100	60.69	6,069.00
	ROGERS COMMUNICATIONS-B	100	34.50	3,450.00
	カナダドル小計	6,108		225,391.56

(18,712,007)

ユ一ロ	CIE GENERALE DE GIOPHYSIQUE	60	21.96	1,317.60
	ENI	487	16.26	7,918.62
	FUGRO-CVA	30	58.76	1,762.80
	GALP ENERGIA SGPS-B	107	14.14	1,512.98
	NESTE OIL	51	11.75	599.25
	REPSOL YPF	143	20.80	2,974.40
	SBM OFFSHORE	57	15.97	910.29
	TENARIS	166	17.86	2,964.76
	TOTAL	501	39.77	19,924.77
	ACER INOX	62	12.50	775.00
	AIR LIQUIDE	51	97.81	4,988.31
	AKZO NOBEL	51	45.35	2,312.85
	ARCELORMITTAL	164	29.02	4,760.10
	BASF	237	60.92	14,438.04
	CIMPOR-CIMENTOS DE PORTUGAL	122	5.17	631.22
	CRH	142	15.21	2,159.82
	ERAMET	3	255.90	767.70
	HEIDELBERGCEMENT	35	48.23	1,688.05
	IMERYS	13	50.40	655.20
	K+S	38	55.04	2,091.52
	KONINKLIJKE	65	40.99	2,664.67
	LAFARGE	44	46.89	2,063.38
	LINDE	27	112.65	3,041.55
	OUTOKUMPU	47	13.09	615.23
	RAUTARUUKKI	34	17.06	580.04
	SALZGITTER	19	57.56	1,093.64
	STORA ENSO-R	276	6.88	1,898.88
	THYSSENKRUPP	88	31.36	2,759.68
	UMICORE	59	38.69	2,283.00
	VOESTALPINE	53	34.73	1,840.95
	WACKER CHEMIE	7	129.70	907.90
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	45	35.12	1,580.40
	ALSTOM-NEW	46	35.84	1,648.87
	BOSKALIS WESTMINSTER	29	35.24	1,021.96
	BOUYGUES	63	31.99	2,015.68
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	82	38.75	3,177.50
	EIFFAGE	17	34.79	591.43
	EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	113	17.65	1,995.01
	FERROVIAL	173	7.86	1,360.12
	FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA	18	18.30	329.40
	GEA GROUP	64	20.32	1,300.80
	HOCHTIEF	17	64.67	1,099.39
	LEGRAND	44	31.49	1,385.78
	MAN	23	91.52	2,104.96
	METSO	61	41.77	2,547.97



PHILIPS ELECTRONICS	176	22.46	3,952.96
PRYSMIAN	54	12.82	692.28
SAFRAN	91	26.99	2,456.54
SCHNEIDER ELECTRIC	51	115.35	5,882.85
SIEMENS	175	92.76	16,233.00
THALES	43	26.21	1,127.03
VALLOUREC	25	79.53	1,988.25
VINCI	92	40.54	3,730.14
WARTSILA-B	40	57.75	2,310.00
ZARDOYA OTIS	46	11.01	506.46
BUREAU VERITAS	26	55.90	1,453.40
EDENRED	59	18.75	1,106.25
RANDSTAD HOLDING	44	36.87	1,622.28
SOCIETE BIC	12	65.38	784.56
ADP	14	60.90	852.60
AIR FRANCE-KLM	73	13.77	1,005.21
BRISA-AUTO-ESTRADAS PORTUGAL	120	5.24	629.88
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	111	16.74	1,858.69
DEUTSCHE POST-REG	176	12.59	2,216.72
FRAPORT	17	47.78	812.26
IBERIA LINEAS AER DE ESPANA	235	3.20	752.70
TNT	108	19.12	2,065.50
BAYERISCHE MOTOREN WERKE	68	61.91	4,209.88
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	24	40.00	960.00
DAIMLER	201	53.85	10,823.85
FIAT	212	14.51	3,076.12
MICHELIN (CGDE)-B	28	53.74	1,504.72
NOKIAN RENKAAT	56	27.18	1,522.08
PIRELLI	108	6.12	660.96
RENAULT	43	43.11	1,853.73
VOLKSWAGEN-PFD	28	121.80	3,410.40
ADIDAS	59	50.48	2,978.32
HERMES INTERNATIONAL	16	157.35	2,517.60
LUXOTTICA GROUP	55	21.96	1,207.80
LVMH MOET HENNESSY LOUI V	53	123.20	6,529.60

[前](#) [次](#)

(平成22年12月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ユーロ	PUMA	3	244.95	734.85	
	ACCOR	59	32.96	1,944.64	
	AUTOGRILL	45	10.26	461.70	
	TUI	106	10.04	1,064.24	
	EUTELSAT COMMUNICATIONS	40	27.76	1,110.40	
	GESTEVISION TELECINCO	47	8.53	401.09	
	JC DECAUX INTERNATIONAL	24	22.25	534.12	
	M6-METROPOLE TELEVISION	29	18.34	532.00	
	PAGESJAUNES GROUPE	44	6.79	299.15	
	REED ELSEVIER	279	9.15	2,555.08	
	SANOMA	37	16.19	599.03	
	TELEVISION FRANCAISE(T.F.1)	47	13.09	615.23	
	VIVENDI	252	20.62	5,196.24	
	INDITEX	53	58.17	3,083.01	
	PINAULT-PRIMTEMP	18	123.95	2,231.10	
	CARREFOUR	82	33.04	2,709.28	
	CASINO GUICHARD PERRACHON	21	73.51	1,543.71	
	JERONIMO MARTINS	115	12.05	1,385.75	
	KESKO-B	26	34.96	908.96	
	KONINKLIJKE AHOLD	239	9.60	2,294.40	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV	117	43.29	5,065.51	
	COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	76	19.85	1,508.60	
	DANONE	98	47.20	4,625.60	
	HEINEKEN	65	36.09	2,345.85	
	HEINEKEN HOLDING	50	32.13	1,606.50	
	PERNOD-RICARD	37	69.72	2,579.64	
	UNILEVER	328	23.67	7,765.40	
	HENKEL KGAA-VORZUG	63	45.94	2,894.22	
	L'OREAL	39	85.73	3,343.47	
	CELESIO	34	18.44	627.13	
	ESSILOR INTERNATIONAL	56	49.22	2,756.60	
	FRESENIUS MEDICAL CARE	43	43.06	1,851.58	
	FRESENIUS	12	62.81	753.72	
	BAYER	177	56.44	9,989.88	
	ELAN	247	4.40	1,087.54	
	GRIFOLS	59	10.08	595.01	
	ORION-B	39	16.14	629.46	
	SANOFI-AVENTIS	215	48.65	10,460.82	
	UCB	44	26.00	1,144.22	
	ANGLO IRISH BANK	349	-	-	
BANCA CARIGE	320	1.59	509.12		
BANCO BILBAO VIZCAYA	674	7.59	5,115.66		
BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	1,228	0.61	749.08		

BANCO DE VALENCIA	115	3.31	380.65
BANCO ESPIRITO SANTO-REG	282	2.85	805.67
BANCO POPULAR ESPANOL	390	3.95	1,541.28
BANCO SANTANDER	1,722	7.97	13,732.95
BANK OF CYPRUS	346	2.76	954.96
BANKINTER	121	4.12	499.12
BNP PARIBAS	202	49.71	10,041.42
COMMERZBANK	265	5.72	1,516.33
CREDIT AGRICOLE	188	10.09	1,896.92
DEXIA	286	2.74	786.21
EFG EUROBANK ERGASIAS	147	4.56	670.32
ERSTE GROUP BANK	56	33.70	1,887.48
INTESA SANPAOLO	1,438	2.08	2,991.04
INTESABCI	372	1.82	678.15
NATIONAL BANK OF GREECE	122	6.80	829.60
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL	28	40.75	1,141.00
SOCIETE GENERALE-A	119	41.29	4,913.51
UNICREDIT	2,671	1.56	4,174.77
CNP-CIE NATIONAL A PORTEFEUILLE	19	37.02	703.47
CRITERIA CAIXACORP	386	3.98	1,538.98
DEUTSCHE BANK-REG	144	39.68	5,714.64
DEUTSCHE BOERSE	40	52.40	2,096.00
EURAZEO	12	55.22	662.64
EXOR	31	23.17	718.27
ING GROEP	701	7.36	5,164.26
POHJOLA BANK-A	43	9.05	389.36
AEGON	462	4.53	2,096.55
ALLIANZ AG-REG	104	90.00	9,360.00
ASSICURAZIONI GENERALI	236	14.38	3,393.68
AXA	329	12.64	4,160.20
CNP ASSURANCES	72	14.09	1,014.84
HANNOVER RUECKVERSICHERU-REG	28	40.69	1,139.46
MAPFRE	324	2.06	667.44
MUENCHENER RUECKVER	40	111.80	4,472.00
VIENNA INSURANCE GROUP	13	38.50	500.56
ATOS ORIGIN	37	39.75	1,470.75
CAP GEMINI	48	34.80	1,670.40
DASSAULT SYSTEME	31	57.04	1,768.24
INDRA SISTEMAS	46	13.10	602.60
SAP	191	37.96	7,250.36
UNITED INTERNET-REG	58	11.91	690.78
ALCATEL LUCENT COMPANY	651	2.28	1,486.23
NEOPOST	13	66.33	862.29
NOKIA	672	7.52	5,056.80
DEUTSCHE TELEKOM	670	9.71	6,505.70
ELISA	60	15.61	936.60

	FRANCE TELECOM	328	15.91	5,220.12
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	125	6.68	835.00
	KONINKLIJKE	295	10.83	3,194.85
	MOBISTAR	13	45.68	593.90
	TELECOM ITALIA	2,568	0.95	2,439.60
	TELEFONICA	875	17.06	14,927.50
	A2A	570	1.02	585.39
	ACCIONA	13	53.56	696.28
	E.ON	394	22.40	8,825.60
	EDP RENOVAVEIS	117	4.47	523.34
	ENAGAS	85	15.12	1,285.62
	ENEL	1,188	3.74	4,452.03
	FORTUM	129	21.57	2,782.53
	GDF SUEZ	278	27.18	7,556.04
	IBERDROLA RENOVABLES	442	2.60	1,150.96
	IBERDROLA	676	5.57	3,765.32
	IBERDROLA-RIGHTS	676	0.15	104.10
	OEST ELEKTRIZITATSWIRTS-A	40	26.36	1,054.40
	PUBLIC POWER	42	11.45	480.90
	RWE	43	49.01	2,107.43
	RWE-NON VTG PFD	16	45.70	731.20
	VEOLIA ENVIRONMENT	99	21.65	2,143.84
	ASML HOLDING	102	28.79	2,937.09
	ユーロ小計	36,154		500,492.20 (55,259,343)
イギリス ポンド	AMEC	161	11.55	1,859.55
	BG GROUP	738	13.24	9,774.81
	BP	3,710	4.67	17,331.26
	CAIRN ENERGY	457	4.18	1,913.91
	ROYAL DUTCH SHELL	485	20.69	10,037.07
	ROYAL DUTCH SHELL-A	692	20.71	14,331.32
	TULLOW OIL	159	12.35	1,963.65
	ANGLO AMERICAN	340	31.50	10,710.00
	ANTOFAGASTA	176	15.30	2,692.80
	BHP BILLITON	512	25.00	12,800.00
	KAZAKHMYS	94	15.83	1,488.02
	RANDGOLD RESOURCES	31	56.15	1,740.65
	REXAM	311	3.26	1,013.86
	RIO TINTO	292	44.18	12,900.56
	XSTRATA	386	14.49	5,595.07
	BAE SYSTEMS	693	3.25	2,252.25
	BALFOUR BEATTY	231	3.14	726.03
	BUNZL	171	7.23	1,237.18
	INVENSYS	417	3.51	1,464.50
	ROLLS-ROYCE GROUP	441	6.30	2,778.30
	ROLLS-ROYCE GROUP-C	28,224	0.00	28.22

CAPITA GROUP	300	7.00	2,101.50
EXPERIAN	300	8.13	2,440.50
BRITISH AIRWAYS	230	2.70	621.46
FIRSTGROUP	229	3.93	900.19
BURBERRY GROUP	173	11.30	1,954.90
COMPASS GROUP	460	5.79	2,663.40
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	118	12.34	1,456.12
THOMAS COOK GROUP	195	1.83	358.41
TUI TRAVEL	223	2.38	532.07
WHITBREAD	73	18.05	1,317.65
BRITISH SKY BROADCASTING	248	7.28	1,805.44
PEARSON	238	10.17	2,420.46
WPP	344	7.83	2,693.52
KINGFISHER	1,000	2.55	2,554.00
MARKS & SPENCER GROUP	344	3.75	1,291.37
SAINSBURY (J)	426	3.72	1,585.14
TESCO	1,945	4.33	8,429.63
WM MORRISON SUPERMARKETS	800	2.64	2,116.80
ASSOCIATED BRITISH FOODS	160	11.33	1,812.80
BRITISH AMERICAN TOBACCO	446	24.55	10,949.30
DIAGEO	493	11.80	5,817.40
IMPERIAL TOBACCO GROUP	106	19.41	2,057.46
SABMILLER	190	22.43	4,262.65
UNILEVER	263	19.72	5,186.36
RECKITT BENCKISER GROUP	113	35.77	4,042.01
SMITH & NEPHEW	219	6.55	1,435.54
ASTRAZENECA	310	29.41	9,117.10
GLAXOSMITHKLINE	1,013	12.65	12,819.51
SHIRE	169	15.30	2,585.70
BARCLAYS	2,501	2.59	6,496.34
HSBC HOLDINGS	3,515	6.55	23,040.82
LLOYDS TSB GROUP	8,765	0.66	5,828.72
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	6,000	0.37	2,269.20
STANDARD CHARTERED	413	17.34	7,161.42
ICAP	247	5.37	1,326.39
INVESTEC	159	5.06	804.54
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	61	8.23	502.03
SCHRODERS	40	17.83	713.20
ADMIRAL GROUP	102	15.51	1,582.02
AVIVA	581	3.85	2,242.07
LEGAL & GENERAL	1,844	0.99	1,829.24
OLD MUTUAL	2,000	1.20	2,400.00
PRUDENTIAL	490	6.70	3,285.45
RESOLUTION	31	2.32	72.19
BT GROUP	1,547	1.82	2,821.72
VODAFONE GROUP	10,538	1.70	17,919.86

	CENTRICA	950	3.30	3,140.70
	INTERNATIONAL POWER	342	4.35	1,487.70
	NATIONAL GRID	418	5.52	2,307.36
	SCOTISH & SOUTHERN ENERGY	179	11.85	2,121.15
	SEVERN TRENT	111	14.36	1,593.96
	イギリスポンド小計	90,683		302,913.48 (39,451,451)
スイス フラン	TRANSOCEAN	100	67.10	6,710.00
	HOLCIM	60	70.85	4,251.00
	SYNGENTA	18	275.00	4,950.00
	ABB	448	20.92	9,372.16
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	27	112.30	3,032.10
	CIE FINANCIERE RICHEMON-A	117	55.60	6,505.20
	SWATCH GROUP-B	15	425.00	6,375.00
	THE SWATCH GROUP-REG	20	77.00	1,540.00
	ARYZTA	41	42.75	1,752.75
	NESTLE-B	683	55.95	38,213.85
	STRAUMANN HOLDING-REG	3	221.90	665.70
	LONZA GROUP-REG	22	76.90	1,691.80
	NOVARTIS	534	56.75	30,304.50
	ROCHE HOLDING-GENUSSCHEIN	148	138.50	20,498.00
	CREDIT SUISSE GROUP	258	37.65	9,713.70
	GAM HOLDING	105	15.25	1,601.25
	PARGESA HOLDING-B	12	79.85	958.20
	UBS-REG	821	15.49	12,717.29
	BALOISE HOLDING-REG	24	90.90	2,181.60
	SWISS LIFE HOLDING	16	131.80	2,108.80
	SWISS RE-REG	67	50.10	3,356.70
	ZURICH FINANCIAL SERVICE	32	242.30	7,753.60
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	85	18.65	1,585.25
	SWISSCOM	4	411.00	1,644.00
	スイスフラン小計	3,660		179,482.45 (15,553,949)
スウェー デン クローナ	SSAB SVENSKT STAL-A	100	110.80	11,080.00
	ATLAS COPCO-A	226	170.70	38,578.20
	SANDVIK	270	129.20	34,884.00
	SKF-B	200	189.60	37,920.00
	VOLVO-B	500	111.70	55,850.00
	SECURITAS-B	200	76.80	15,360.00
	HENNES & MAURITZ-B	190	231.90	44,061.00
	GETINGE-B	100	139.10	13,910.00
	NORDEA BANK	568	73.80	41,918.40
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN-A	474	55.90	26,496.60
	SVENSKA HANDELSBANKEN	111	215.80	23,953.80
	SWEDBANK	200	94.95	18,990.00
	INVESTORS-B	175	142.30	24,902.50

	ERICSSON-B	549	77.25	42,410.25
	TELIASONERA	448	53.35	23,900.80
	スウェーデンクローナ小計	4,311		454,215.55 (5,573,224)
ノルウェー クローネ	SEADRILL	50	191.80	9,590.00
	STATOIL	250	136.90	34,225.00
	TELENOR	200	91.95	18,390.00
	RENEWABLE ENERGY	100	17.30	1,730.00
	ノルウェークローネ小計	600		63,935.00 (895,729)
デンマーク クローネ	VESTAS WIND SYSTEMS	47	182.60	8,582.20
	DSV	100	119.10	11,910.00
	NOVO NORDISK-B	83	620.50	51,501.50
	DANSKE BANK	140	144.10	20,174.00
	TRYG	32	256.70	8,214.40
	デンマーククローネ小計	402		100,382.10 (1,487,662)
オーストラリア ドル	CALTEX AUSTRALIA	58	14.26	827.08
	ORIGIN ENERGY	232	17.00	3,944.00
	PALADIN ENERGY	301	4.91	1,477.91
	SANTOS	244	12.97	3,164.68
	WOODSIDE PETROLEUM	99	43.17	4,273.83
	WORLEYPARSONS	74	26.91	1,991.34
	ALUMINA	706	2.61	1,842.66
	BHP BILLITON	714	45.03	32,151.42
	BORAL	233	4.83	1,125.39
	JAMES HARDIE INDUSTRIES	187	6.68	1,249.16
	NEWCREST MINING	95	40.77	3,873.15
	ORICA	160	25.39	4,062.40
	OZ MINERALS	1,550	1.69	2,627.25
	RIO TINTO	78	85.65	6,680.70
	SIMS METAL MANAGEMENT	76	22.10	1,679.60
	CSR	385	1.71	658.35
	BRAMBLES	346	6.97	2,411.62
	MAP GROUP	293	2.94	861.42
	QANTAS AIRWAYS	378	2.62	990.36
	TRANSURBAN GROUP	455	5.28	2,402.40
	BILLABONG INTERNATIONAL	71	8.08	573.68
	CROWN	179	8.22	1,471.38
	TABCORP HOLDINGS	260	7.17	1,864.20
	TATTS GROUP	429	2.53	1,085.37
	JOHN FAIRFAX HOLDINGS	647	1.38	896.09
	HARVEY NORMAN HOLDINGS	226	3.01	680.26
METCASH	347	4.07	1,412.29	
WESFARMERS	227	31.52	7,155.04	
WESFARMERS-PPS	62	32.06	1,987.72	

	WOOLWORTHS	230	26.84	6,173.20
	FOSTER'S GROUP	800	5.59	4,472.00
	GOODMAN FIELDER	565	1.36	771.22
	COCHLEAR	22	80.03	1,760.66
	SONIC HEALTHCARE	165	11.91	1,965.15
	CSL	117	36.82	4,307.94
	AUST AND NZ BANKING GROUP	581	23.59	13,705.79
	BENDIGO AND ADELAIDE BANK	105	9.98	1,047.90
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	337	50.70	17,085.90
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	484	24.15	11,688.60
	WESTPAC BANKING	746	23.19	17,299.74
	MACQUARIE GROUP	75	37.48	2,811.00
	AMP	592	5.37	3,179.04
	QBE INSURANCE GROUP	208	18.30	3,806.40
	SUNCORP-METWAY	411	8.78	3,608.58
	LEND LEAS	144	8.57	1,234.08
	COMPUTERSHARE	189	10.88	2,056.32
	TELSTRA	1,065	2.77	2,950.05
	AGL ENERGY	174	15.40	2,679.60
	オーストラリアドル小計	16,122		198,023.92 (16,441,926)
ニュージー ランド ドル	FLETCHER BUILDING LTD	200	7.73	1,546.00
	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	511	2.14	1,093.54
	SKY CITY ENTERTAINMENT GROUP	259	3.32	859.88
	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	956	2.23	2,131.88
	CONTACT ENERGY LTD	158	6.24	985.92
	ニュージーランドドル小計	2,084		6,617.22 (409,208)
香港ドル	MONGOLIA ENERGY	2,000	2.37	4,740.00
	HUTCHISON WHAMPOA	1,000	77.95	77,950.00
	CATHAY PACIFIC AIRWAYS	1,000	22.20	22,200.00
	YUE YUEN INDUSTRIAL HOLDING	500	28.05	14,025.00
	ESPRIT HOLDING	819	38.50	31,531.50
	LIFESTYLE INTL HOLDINGS	500	19.78	9,890.00
	BANK OF EAST ASIA	60	32.60	1,956.00
	BOC HONG KONG HOLDING	2,000	26.15	52,300.00
	HANG SENG BANK	200	130.50	26,100.00
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	200	176.20	35,240.00
	AIA GROUP	1,600	22.35	35,760.00
	HOPEWELL HOLDINGS	500	24.65	12,325.00
	NEW WORLD DEVELOP	1,000	14.64	14,640.00
	SWIRE PACIFIC-A	500	121.30	60,650.00
	FOXCONN INTERNATIONAL HOLDINGS	1,000	5.47	5,470.00
	CLP HOLDINGS	500	62.90	31,450.00
HONG KONG & CHINA GAS	110	18.78	2,065.80	
HONG KONG ELECTRIC HOLDINGS	500	48.85	24,425.00	



	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	100	86.05	8,605.00
	香港ドル小計	14,089		471,323.30 (5,095,004)
シンガポ ール ドル	KEPPEL	1,000	10.80	10,800.00
	COMFORTDELGRO	1,000	1.57	1,570.00
	GENTING SINGAPORE	2,000	2.11	4,220.00
	OLAM INTERNATIONAL	1,000	3.06	3,060.00
	GOLDEN AGRI-RESOURCES	2,080	0.77	1,601.60
	OVERSEA-CHINESE BANKING	1,000	9.88	9,880.00
	CAPITALAND	1,000	3.62	3,620.00
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	2,000	3.09	6,180.00
	シンガポールドドル小計	11,080		40,931.60 (2,604,887)
イスラエ ル シュケル	TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	194	186.60	36,200.40
	イスラエルシュケル小計	194		36,200.40 (846,727)
	合計	284,064		375,104,477 (338,249,377)

(注)1.通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。

3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 236銘柄	100.00%	52.01%
カナダドル	株式 37銘柄	100.00%	5.53%
ユーロ	株式 192銘柄	100.00%	16.34%
イギリスポンド	株式 72銘柄	100.00%	11.66%
スイスフラン	株式 24銘柄	100.00%	4.60%
スウェーデンクローナ	株式 15銘柄	100.00%	1.65%
ノルウェークローネ	株式 4銘柄	100.00%	0.26%
デンマーククローネ	株式 5銘柄	100.00%	0.44%
オーストラリアドル	株式 48銘柄	100.00%	4.86%
ニュージーランドドル	株式 5銘柄	100.00%	0.12%
香港ドル	株式 19銘柄	100.00%	1.51%
シンガポールドドル	株式 8銘柄	100.00%	0.77%
イスラエルシュケル	株式 1銘柄	100.00%	0.25%

株式以外の有価証券(投資証券)

(平成22年12月20日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資 証券	アメリカ ドル	ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	200	3,616.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	100	4,983.00	
		HCP	100	3,474.00	
		HOST HOTELS & RESORTS	6	103.50	

	SIMON PROPERTY GROUP	100	9,543.00
	アメリカドル小計	506	21,719.50 (1,826,175)
ユーロ	BGP HOLDINGS	4,076	0.00
	CORIO	23	1,083.99
	GECINA	6	486.42
	ICADE	8	611.68
	UNIBAIL-RODAMCO	18	2,623.50
	ユーロ小計	4,131	4,805.59 (530,585)
イギリス ポンド	LAND SECURITIES GROUP	172	1,130.04
	SEGRO	369	1,086.70
	イギリスポンド小計	541	2,216.74 (288,708)
オースト ラリア ドル	CFS RETAIL PROPERTY	582	1,044.69
	DEXUS PROPERTY GROUP	2,519	2,015.20
	GPT GROUP	815	2,371.65
	STOCKLAND	656	2,355.04
	WESTFIELD GROUP	383	3,676.80
	WESTFIELD RETAIL TRUST	383	1,030.27
	オーストラリアドル小計	5,338	12,493.65 (1,037,347)
シンガ ポール ドル	ASCENDAS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,000	2,010.00
	CAPITAMALL TRUST	1,000	1,880.00
	シンガポールドル小計	2,000	3,890.00 (247,559)
	合計		3,930,374 (3,930,374)

(注)1.投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております

2.通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

3.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。

4.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

5.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券 5 銘柄	100.00%	46.46%
ユーロ	投資証券 5 銘柄	100.00%	13.50%
イギリスポンド	投資証券 2 銘柄	100.00%	7.35%
オーストラリアドル	投資証券 6 銘柄	100.00%	26.39%
シンガポールドル	投資証券 2 銘柄	100.00%	6.30%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

[前へ](#)

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】(平成23年1月31日現在)

資産総額	400,675,032 円
負債総額	1,590,726 円
純資産総額( - )	399,084,306 円
発行済数量	599,915,947 口
1 単位当たり純資産額( / )	0.6652 円

## (参考)インベスコ 先進国株式インデックス マザーファンド

資産総額	415,927,197 円
負債総額	16,380,832 円
純資産総額( - )	399,546,365 円
発行済数量	554,740,603 口
1 単位当たり純資産額( / )	0.7202 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者名簿の閉鎖の時期	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	受益者は、保有する受益権を譲渡する場合、譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に、振り替えの申請をするものとします。 * 委託会社は、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることがあります。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

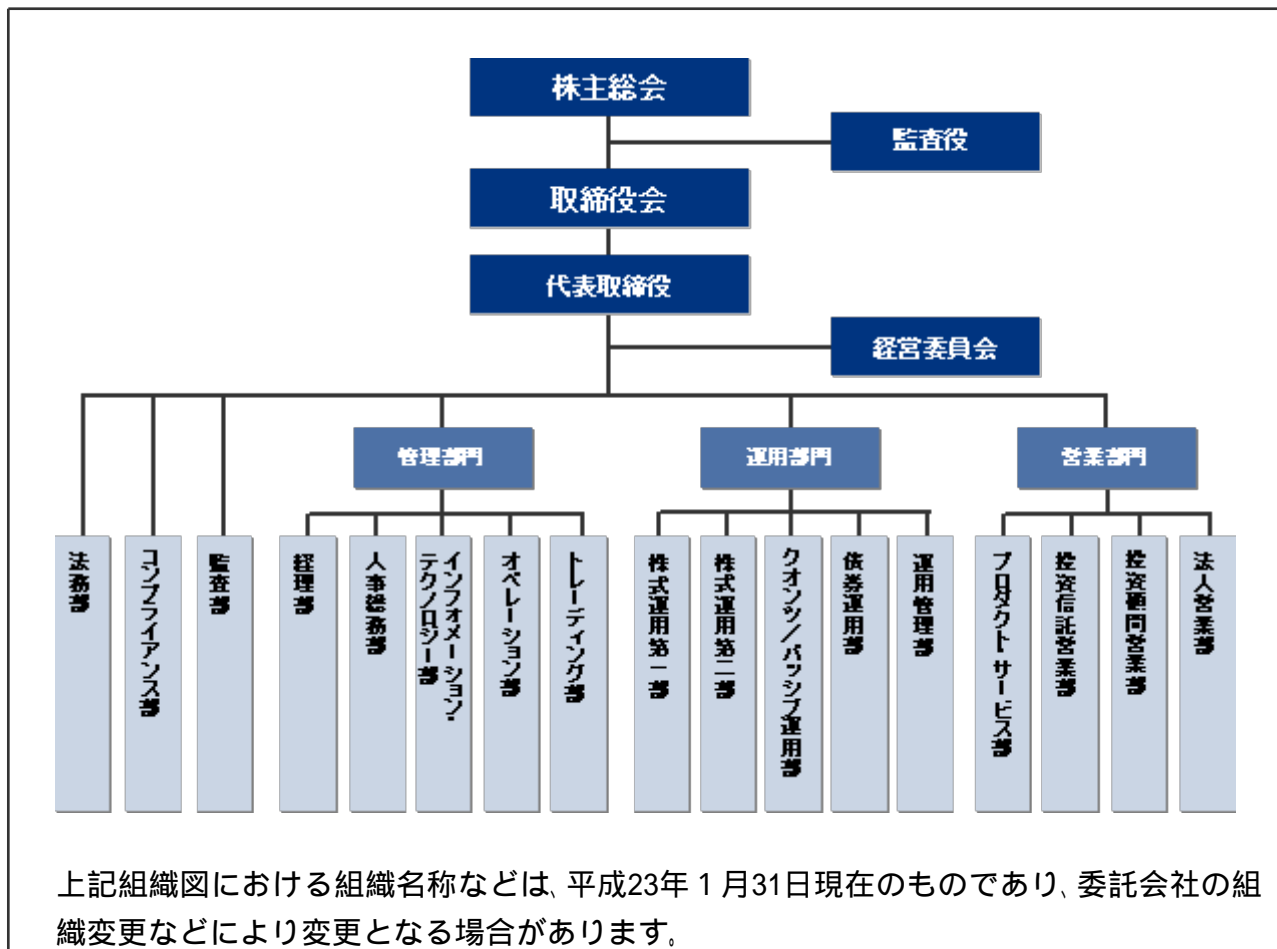
#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

平成23年1月31日 現在の状況	資本金：3,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：20,000株
直近5カ年における 主な資本金の額の増 減	平成22年6月15日付で、親会社であるインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドの出資を受け、資本金の額は480百万円から3,000百万円に増加。

##### (2)委託会社等の機構

###### 組織図



## 会社の意思決定機構

取締役会	<p>取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役を議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。</p> <p>取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。</p>
代表取締役	<p>代表取締役は、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。</p>
経営委員会	<p>取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役を議長とし、原則として毎月1回開催されます。</p> <p>経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。</p>

## 投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	<p>基本的な運用方針は、原則として、毎月1回以上開催される投資戦略委員会において決定されます。</p> <p>投資戦略委員会は、運用部門長(CIO)および各運用部で構成され、各運用部のトップ・ダウンおよびボトム・アップの調査結果をもとに、国内外の経済動向や市場動向の分析を行い、月次の運用基本方針を協議、決定します。また適宜、長期基本方針を協議、決定します。</p>
Do（実行）	<p>各運用部は、投資戦略委員会で決定された運用基本方針に基づいて運用計画書を策定し、運用部門長(CIO)の承認を受けます。</p> <p>各運用部のファンドマネジャーは、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。</p>
See（検証）	<p>運用リスク管理委員会(IRMC)は、リスク管理委員会(RMC)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。</p> <p>また、運用部門から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。</p>

## 2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	<p>「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。</p> <p>また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っています。</p>														
運用する投資信託財産の合計純資産総額	<p style="text-align: right;">(平成23年1月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="499 566 1418 750"> <thead> <tr> <th data-bbox="499 566 767 611">基本的性格</th> <th data-bbox="767 566 999 611">ファンド数</th> <th data-bbox="999 566 1418 611">純資産総額(単位：百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="499 611 767 656">株式投資信託</td> <td data-bbox="767 611 999 656" style="text-align: center;">67</td> <td data-bbox="999 611 1418 656" style="text-align: right;">430,256</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 656 767 701">公社債投資信託</td> <td data-bbox="767 656 999 701" style="text-align: center;">1</td> <td data-bbox="999 656 1418 701" style="text-align: right;">4,307</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 701 767 745" style="text-align: center;">合計</td> <td data-bbox="767 701 999 745" style="text-align: center;">68</td> <td data-bbox="999 701 1418 745" style="text-align: right;">434,563</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。</p>			基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)	株式投資信託	67	430,256	公社債投資信託	1	4,307	合計	68	434,563
基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)													
株式投資信託	67	430,256													
公社債投資信託	1	4,307													
合計	68	434,563													



### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）及び第20期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表、第20期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表、及び第21期中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1. 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	第19期 (平成21年3月31日現在)			第20期 (平成22年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)				%			%
流動資産							
現金			-			-	
預金			2,087,049			1,572,268	
前払費用			54,169			44,353	
未収入金			61,139			70,384	
未収委託者報酬			247,193			487,983	
未収投資顧問料			60,583			65,118	
未収還付法人税等			271,185			-	
繰延税金資産			-			-	
その他の流動資産			62,449			48,998	
流動資産計			2,843,771	87.1		2,289,107	85.8
固定資産							
有形固定資産							
建物		105,475			93,769		
器具備品		19,079			12,882		
建設仮勘定		-	124,554	3.8	1,000	107,651	4.0
無形固定資産							
ソフトウェア		11,346			7,055		
電話加入権		3,972	15,318	0.5	3,972	11,027	0.4
投資その他の資産							
投資有価証券		161			317		
差入保証金		267,531			248,097		
その他の投資		14,050	281,743	8.6	13,179	261,594	9.8
固定資産計			421,616	12.9		380,274	14.2
資産合計			3,265,387	100.0		2,669,381	100.0

（単位：千円）

科目	第19期 （平成21年3月31日現在）			第20期 （平成22年3月31日現在）		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
			%			%
（負債の部）						
流動負債						
預り金		37,722			120,961	
未払金						
未払収益分配金	2,861			1,890		
未払償還金	59,815			62,060		
未払手数料	102,324			233,727		
その他の未払金	90,895	255,897		93,807	391,486	
未払費用		108,391			189,485	
未払法人税等		12,655			4,882	
未払消費税等		-			12,492	
賞与引当金		103,368			69,629	
その他の流動負債		100			1,511	
流動負債計		518,135	15.9		790,448	29.6
固定負債						
退職給付引当金		331,230			390,639	
役員退職慰労引当金		31,958			41,076	
固定負債計		363,188	11.1		431,715	16.2
負債合計		881,324	27.0		1,222,164	45.8
（純資産の部）						
株主資本						
資本金		480,000	14.7		480,000	18.0
資本剰余金						
資本準備金	114,578			114,578		
その他資本剰余金						
資本金減少差益	117,810			117,810		
資本剰余金合計		232,389	7.1		232,389	8.7
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	1,671,674			734,670		
利益剰余金合計		1,671,674	51.2		734,670	27.5
株主資本合計		2,384,063	73.0		1,447,060	54.2
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金		-			156	
評価・換算差額等合計		-	0.0		156	0.0
純資産合計		2,384,063	73.0		1,447,216	54.2
負債・純資産合計		3,265,387	100.0		2,669,381	100.0

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

科目	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業収益			%			%
委託者報酬		1,910,840			2,085,061	
投資顧問料		1,314,672			934,141	
付随業務収入		542,622			495,013	
営業収益計		3,768,134	100.0		3,514,216	100.0
営業費用						
支払手数料		667,716			893,469	
広告宣伝費		76,530			10,064	
公告費		935			775	
調査費						
調査費	131,857			163,802		
委託調査費	476,675			535,497		
図書費	2,857	611,390		3,320	702,620	
委託計算費		122,901			145,582	
営業雑経費						
通信費	23,934			22,872		
印刷費	64,995			40,654		
協会費	7,184			5,450		
その他営業雑経費	22,770	118,883		90	69,067	
営業費用計		1,598,357	42.4		1,821,579	51.8
一般管理費						
給料						
役員報酬	197,007			219,094		
給料・手当	1,172,891			997,723		
賞与	413,093	1,782,992		296,890	1,513,708	
退職金		2,960			29,933	
交際費		13,559			6,384	
寄付金		4,745			4,700	
旅費交通費		41,395			30,991	
租税公課		18,491			6,355	
不動産賃借料		266,112			265,079	
退職給付費用		94,560			86,749	
役員退職慰労引当金繰入		6,247			8,305	
賞与引当金繰入		103,368			69,629	
減価償却費		27,132			22,193	
福利厚生費		155,752			117,508	
諸経費		376,741			478,178	
一般管理費計		2,894,059	76.8		2,639,717	75.1
営業損失( )		724,282	19.2		947,080	26.9

科目	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業外収益			%			%
受取利息		6,892			1,318	
有価証券利息		278			-	
未払分配金等償還益		989			-	
為替換算差益		9,547			-	
還付加算金		-			7,670	
雑益		5,175			9,410	
営業外収益計		22,883	0.6		18,399	0.5
営業外費用						
支払利息		61			-	
為替換算差損		-			4,426	
雑損		5,695			1,606	
営業外費用計		5,757	0.2		6,032	0.2
経常損失( )		707,156	18.8		934,713	26.6
特別利益						
前期損益修正益		58,439			-	
特別利益計		58,439	1.6		-	0.0
特別損失						
特別退職金		54,436			-	
固定資産除却損		33			-	
投資有価証券評価損		338			-	
特別損失計		54,808	1.5		-	0.0
税引前当期純損失( )		703,526	18.7		934,713	26.6
法人税、住民税及び事業税		24,796			2,290	
法人税等追徴税額		53,470			-	
法人税等調整額		120,385			-	
法人税等計		198,652	5.3		2,290	0.1
当期純損失( )		902,178	23.9		937,003	26.7

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

科目	期別	
	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	金額	金額
株主資本		
資本金		
前期末残高	480,000	480,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	480,000	480,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	114,578	114,578
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	114,578	114,578
その他資本剰余金		
前期末残高	117,810	117,810
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	117,810	117,810
資本剰余金合計		
前期末残高	232,389	232,389
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	232,389	232,389
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,573,852	1,671,674
当期変動額		
当期純損失( )	902,178	937,003
当期変動額合計		
当期末残高	1,671,674	734,670
利益剰余金合計		
前期末残高	2,573,852	1,671,674
当期変動額		
当期純損失( )	902,178	937,003
当期変動額合計		
当期末残高	1,671,674	734,670
株主資本合計		
前期末残高	3,286,242	2,384,063
当期変動額		
当期純損失( )	902,178	937,003
当期変動額合計		
当期末残高	2,384,063	1,447,060
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	156
当期変動額合計		
当期末残高	-	156
評価・換算差額等合計		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	156
当期変動額合計		
当期末残高	-	156
純資産合計		
前期末残高	3,286,242	2,384,063
当期変動額		
当期純損失( )	902,178	937,003
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	156
当期変動額合計	902,178	936,847
当期末残高	2,384,063	1,447,216

## 重要な会計方針

	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の 評価基準及び評 価方法	<p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用して おります。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全部資本 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定)を 採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の 減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除 く) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のと りであります。 建物 15~24年 器具備品 4~20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能 期間(5年)に基づく定額法を 採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取 引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を ゼロとして算定する方法によって おります。 平成19年3月31日以前に契約をした、 リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によっ ております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除 く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>

	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当期の繰入はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を基準として計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	消費税の会計処理 同左



## 会計処理方法の変更

第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)
<p>(リース取引に関する会計基準等) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>

## 表示方法の変更

第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)
<p>(貸借対照表) 未収収益から未収投資顧問料に変更しました。</p> <p>(損益計算書) 金融商品取引法への変更に伴い、兼業収入から付随業務収入に変更しました。</p>	<p>—————</p>

## 追加情報

第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)

	<p>当社は平成22年4月1日、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社（代表取締役社長：ジョン R. アルカイヤ、所在地：東京都渋谷区）から日本株式運用戦略全般および外国株式パッシブ運用戦略全般等に係る事業を譲り受け、その譲受目標日を受益者の同意等を条件として平成22年7月5日とすることについて、両社間で合意した旨を公表しました。</p> <p>当社は、補完的な運用戦略を新たに取り入れ運用力の強化・多様化を図ることにより、国内外のリテールおよび機関投資家に提供する資産運用サービスを一層強化し、日本における資産運用事業の基盤を拡充します。</p> <p>このたびの合意は、平成21年10月19日付けのインベスコ・グループの持ち株会社インベスコ・リミテッドとモルガン・スタンレーとの間の合意に基づくものです。日本においては、それぞれの日本法人であるインベスコ投信投資顧問とモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信との間で、事業譲受の対象となっている以下の運用戦略について、個別運用口座や投資信託の譲受について協議を行ってまいりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本株式運用戦略全般</li> <li>・ 外国株式パッシブ運用戦略全般</li> <li>・ グローバル・バリュー・エクイティ運用戦略</li> <li>・ ハイ・イールド債運用戦略</li> </ul> <p>当社は、我が国法令に準拠し、法定手続きやデータ移管等を実施し、円滑な事業譲受に万全を期す所存です。</p> <p>原則として、移管される運用戦略を担当する運用関係者やその他関係者も同時にインベスコ・グループ傘下企業に移籍する予定です。また、運用の目的および基本方針に変更はなく、運用も継続されます。</p>
--	---

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第19期 (平成21年3月31日現在)	第20期 (平成22年3月31日現在)												
有形固定資産から控除されている減価償却累計額	有形固定資産から控除されている減価償却累計額												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">建物</td> <td style="text-align: right;">45,004 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;"><u>58,603</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">103,607</td> </tr> </table>	建物	45,004 千円	器具備品	<u>58,603</u>	計	103,607	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">建物</td> <td style="text-align: right;">56,710 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;"><u>64,800</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">121,510</td> </tr> </table>	建物	56,710 千円	器具備品	<u>64,800</u>	計	121,510
建物	45,004 千円												
器具備品	<u>58,603</u>												
計	103,607												
建物	56,710 千円												
器具備品	<u>64,800</u>												
計	121,510												

## （損益計算書関係）

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
固定資産除却損 固定資産除却損は器具備品33千円でありま す。	—

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	-	-	9,600

当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	-	-	9,600

## (リース取引関係)

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
有形固定資産 器具備品	有形固定資産 器具備品
取得価額相当額 54,590千円	取得価額相当額 54,590千円
減価償却累計額相当額 32,754	減価償却累計額相当額 43,672
期末残高相当額 21,836	期末残高相当額 10,918
無形固定資産 ソフトウェア	無形固定資産 ソフトウェア
取得価額相当額 18,145千円	取得価額相当額 18,145千円
減価償却累計額相当額 16,330	減価償却累計額相当額 18,145
期末残高相当額 1,815	期末残高相当額 0
合計	合計
取得価額相当額 72,735	取得価額相当額 72,735
減価償却累計額相当額 49,084	減価償却累計額相当額 61,817
期末残高相当額 23,650	期末残高相当額 10,918
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額
1年内 13,291千円	1年内 11,665千円
1年超 11,665	1年超 0
合計 24,957	合計 11,665
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 13,920千円	支払リース料 13,920千円
減価償却費相当額 12,732千円	減価償却費相当額 12,732千円
支払利息相当額 1,048千円	支払利息相当額 628千円
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。	
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	

## （金融商品関係）

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## （追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社よりの資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	1,572,268	1,572,268	-
(2)未収入金	70,384	70,384	-
(3)未収委託者報酬	487,983	487,983	-
(4)未収投資顧問料	65,118	65,118	-
(5)投資有価証券 其他有価証券	317	317	-
(6)未払金	(391,486)	(391,486)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

## （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1)現金及び預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## (5)投資有価証券

時価については、投資有価証券に関しては基準価額を基に算出しております。

## (6)未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 差入保証金は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内
(1)現金及び預金	1,572,268	-
(2)未収入金	70,384	-
(3)未収委託者報酬	487,983	-
(4)未収投資顧問料	65,118	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	-	317
合計	2,195,755	317

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	161	161	-
小計	161	161	-
合計	161	161	-

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損338千円を計上しております。

3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

区分	売却原価 (千円)	売却額 (千円)	売却損益 (千円)	売却の理由
国債	25,000	25,199	199	営業保証金供託の義務 が無くなった為
合計	25,000	25,199	199	-

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当はありません。

5. 時価評価されていない有価証券

該当はありません。

6. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

該当はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	161	317	156
小計	161	317	156
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	161	317	156

3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券  
該当はありません。
4. 当事業年度中に売却したその他有価証券  
該当はありません。
5. 時価評価されていない有価証券  
該当はありません。
6. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額  
該当はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)  
該当はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)  
該当はありません。



## (退職給付関係)

<p style="text-align: center;">第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)</p>	<p style="text-align: center;">第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)</p>
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けている。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 331,230千円 退職給付引当金 331,230千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 94,560千円 退職給付費用 94,560千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 390,639千円 退職給付引当金 390,639千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 86,749千円 退職給付費用 86,749千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p>

## (税効果会計関係)

第19期 (平成 21年 3月 31日)	第20期 (平成 22年 3月 31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金超過額	退職給付引当金超過額
134,777	158,951
役員退職給付引当金超過額	役員退職給付引当金超過額
13,004	16,714
未払賞与	未払賞与
42,060	28,332
未払費用	未払費用
37,800	50,443
株式報酬費用加算	株式報酬費用加算
42,846	96,950
繰越欠損金	繰越欠損金
248,836	499,997
その他	その他
17,810	19,259
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
537,133	870,648
評価性引当金	評価性引当金
537,133	870,648
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
-	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

（関連当事者との取引）

第19期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に影響はありません。

## 1 関連当事者との取引

### 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

#### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	INVESCO Asset Management Ltd	Finsbury Square, London, UK	120,054千英ポンド	投資顧問会社	(被所有)直接100.00	投資顧問	受取投資顧問料	8,988	未収入金	320
							支払投資顧問料	197,686	その他の未払金	14,588

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

#### (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	INVESCO Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U.S.A	1千米ドル	投資顧問会社	なし	投資顧問	受取付随業務収入	438,184	未収入金	23,886
							支払投資顧問料	26,855	その他の未払金	2,045

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 2 親会社に関する注記

### (1) 親会社情報

INVESCO Asset Management Ltd（非上場）

INVESCO UK Ltd（非上場、持株会社）

INVESCO Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

第20期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

## 1 関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	INVESCO Asset Management Ltd	Finsbury Square, London, UK	120,054千英ポンド	投資顧問会社	(被所有) 直接 100.00	投資顧問	受取投資顧問料	1,256	未収入金	14
							支払投資顧問料	179,823	その他の未払金	14,781

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	INVESCO Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U.S.A	1千米ドル	投資顧問会社	なし	投資顧問	受取付随業務収入	411,637	未収入金	32,655
							支払投資顧問料	26,107	その他の未払金	2,406
親会社の子会社	INVESCO Group Services, Inc.	1555 Peachtree Street, N.E., Suite 1800 Atlanta, Georgia 30309 U.S.A.	4,131千米ドル	投資顧問会社	なし	グループ会社管理	グループ会社管理費用	51,895	未収入金	0
							人件費	124,628	その他の未払金	17,940

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 2 親会社に関する注記

## (1) 親会社情報

INVESCO Asset Management Ltd (非上場)

INVESCO UK Ltd (非上場、持株会社)

INVESCO Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

## (1株当たり情報)

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 248,339円98銭	1株当たり純資産額 150,751円76銭
1株当たり当期純損失金額 93,976円91銭	1株当たり当期純損失金額 97,604円54銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (注)1株当たり当期純損失金額( )の算定上の基礎

	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
当期純損失( )(千円)	902,178	937,003
普通株式に係る当期純損失( )(千円)	902,178	937,003
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
期中平均株式数(株)	9,600	9,600

## (重要な後発事象)

第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>当社は、平成22年6月7日開催の取締役会において、事業拡大に伴う資金調達のため、36,920千米ドルの増資を行う決議をしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集の方法 株主割当</li> <li>・株式の種類及び数 普通株式 10,400株</li> <li>・発行価額 1株につき3,550米ドル</li> <li>・発行価額のうち資本に組入れる額 25.2億円</li> <li>・募集株式と引換えにする金銭の払込の期間 平成22年6月7日から平成22年6月30日まで</li> </ul>

[次へ](#)

## 2. 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科目	期別	第21期中間会計期末 (平成22年9月30日現在)		
		内訳	金額	構成比
(資産の部)				%
流動資産				
現金及び預金			1,600,478	
前払費用			62,366	
未収入金			146,343	
未収委託者報酬			748,401	
未収投資顧問料			516,712	
仮払消費税 1			151,438	
その他の流動資産			8,492	
流動資産計			3,234,232	47.3
固定資産				
有形固定資産 2				
建物	155,950			
器具備品	27,044		182,995	2.7
無形固定資産				
ソフトウェア	12,036			
電話加入権	3,972			
のれん	493,326			
顧客関連資産	2,644,457		3,153,793	46.1
投資その他の資産				
投資有価証券	299			
差入保証金	250,694			
その他の投資	13,109		264,103	3.9
固定資産計			3,600,891	52.7
資産合計			6,835,124	100.0

（単位：千円）

科目	期別	第21期中間会計期末 （平成22年9月30日現在）		
		内訳	金額	構成比
				%
<b>（負債の部）</b>				
<b>流動負債</b>				
預り金			128,038	
未払金				
未払収益分配金	1,558			
未払償還金	55,764			
未払手数料	304,561			
その他の未払金	154,124		516,008	
未払費用			391,515	
短期借入金			1,000,000	
未払法人税等			10,514	
賞与引当金			336,962	
その他の流動負債			13,795	
流動負債計			2,396,835	35.1
<b>固定負債</b>				
退職給付引当金			422,439	
役員退職慰労引当金			26,749	
資産除去債務			50,236	
固定負債計			499,425	7.3
負債合計			2,896,261	42.4
<b>（純資産の部）</b>				
<b>株主資本</b>				
資本金			3,000,000	43.9
資本剰余金				
資本準備金	980,511			
その他資本剰余金				
資本金減少差益	117,810			
資本剰余金合計			1,098,322	16.1
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	159,598			
利益剰余金合計			159,598	2.3
株主資本合計			3,938,724	57.6
<b>評価・換算差額等</b>				
その他有価証券評価差額金			137	
評価・換算差額等合計			137	
純資産合計			3,938,862	57.6
負債・純資産合計			6,835,124	100.0

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

科目	第21期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)		
	内訳	金額	構成比
営業収益			%
委託者報酬		1,237,640	
投資顧問料		636,616	
付随業務収入		222,085	
営業収益計		2,096,343	100.0
営業費用			
支払手数料		534,876	
広告宣伝費		27,867	
公告費		775	
調査費			
調査費	105,242		
委託調査費	287,768		
図書費	1,631	394,641	
委託計算費		81,627	
営業雑経費			
通信費	14,611		
印刷費	31,197		
協会費	3,439	49,249	
営業費用計		1,089,038	51.9
一般管理費			
給料			
役員報酬	107,666		
給料・手当	647,342		
賞与	51,542	806,551	
退職金		19,991	
交際費		5,356	
寄付金		4,800	
旅費交通費		24,851	
租税公課		28,041	
不動産賃借料		124,124	
退職給付費用		54,470	
役員退職慰労引当金繰入		3,006	
賞与引当金繰入		223,725	
減価償却費 1		53,579	
福利厚生費		91,954	
諸経費		293,283	
一般管理費計		1,733,735	82.7
営業損失( )		726,431	34.7



(単位：千円)

科目	第21期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)		
	内訳	金額	構成比
営業外収益			%
受取利息		292	
為替換算差益		672	
雑益		7,762	
営業外収益計		8,726	0.4
営業外費用			
支払利息		547	
雑損		562	
営業外費用計		1,110	0.1
経常損失( )		718,814	34.3
特別損失			
組織再編関連費用 2		163,655	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		9,820	
固定資産除却損 3		78	
特別損失計		173,554	8.3
税引前中間純損失( )		892,368	42.6
法人税、住民税及び事業税		1,900	
法人税等計		1,900	0.1
中間純損失( )		894,268	42.7

## (3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科目	期別	第21期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
	金額	
株主資本		
資本金		
前期末残高		480,000
当中間期変動額		
新株の発行		2,520,000
当中間期変動額合計		2,520,000
当中間期末残高		3,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		114,578
当中間期変動額		
新株の発行		865,933
当中間期変動額合計		865,933
当中間期末残高		980,511
その他資本剰余金		
前期末残高		117,810
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		117,810
資本剰余金合計		
前期末残高		232,389
当中間期変動額		
新株の発行		865,933
当中間期変動額合計		865,933
当中間期末残高		1,098,322
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		734,670
当中間期変動額		
中間純損失( )		894,268
当中間期変動額合計		894,268
当中間期末残高		159,598
利益剰余金合計		
前期末残高		734,670
当中間期変動額		
中間純損失( )		894,268
当中間期変動額合計		894,268
当中間期末残高		159,598
株主資本合計		
前期末残高		1,447,060
当中間期変動額		
新株の発行		3,385,933
中間純損失( )		894,268
当中間期変動額合計		2,491,665
当中間期末残高		3,938,724

(単位:千円)

科目	期別	第21期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
	金額	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		156
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		19
当中間期変動額合計		19
当中間期末残高		137
評価・換算差額等合計		
前期末残高		156
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		19
当中間期変動額合計		19
当中間期末残高		137
純資産合計		
前期末残高		1,447,216
当中間期変動額		
新株の発行		3,385,933
中間純損失( )		894,268
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		19
当中間期変動額合計		2,491,645
当中間期末残高		3,938,862

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第21期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な償却年数は、20年であります。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する定額法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

	第21期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当中間期の繰入はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による中間期末要支給額の100%を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を基準として計上しております。</p>
4. リース取引の処理方法	リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

## 会計方針の変更

	第21期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1. 資産除去債務に関する会計基準等の適用	当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当中間会計期間の営業損失、及び経常損失はそれぞれ1,484千円、税引前中間純損失は11,304千円増加しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表書関係)

	第21期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)						
1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「仮払消費税等」に含めて表示しております。						
2 有形固定資産から控除されている減価償却累計額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">63,140 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;"><u>68,118</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">131,259</td> </tr> </table>	建物	63,140 千円	器具備品	<u>68,118</u>	計	131,259
建物	63,140 千円						
器具備品	<u>68,118</u>						
計	131,259						

(中間損益計算書関係)

	第21期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1 減価償却実施額	有形固定資産 11,785 千円 無形固定資産 41,794 千円
2 組織再編関連費用	事業譲渡に伴い追加的に支払った額は163,655千円であります。
3 固定資産除却損	固定資産除却損は器具備品78千円であります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

## 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	9,600	10,400	-	20,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株の発行による増加 10,400株

## (リース取引関係)

第21期中間会計期間  
(自平成22年4月1日  
至平成22年9月30日)

リースの取引開始日が会計基準適用初年度開始(平成20年3月31日)以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
(借主側)

## (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	有形固定資産 器具備品	無形固定資産 ソフトウェア	合計	
取得価額相当額	54,202	18,145	72,347	千円
減価償却累計額相当額	<u>48,782</u>	<u>18,145</u>	<u>66,927</u>	
中間期末残高相当額	5,420	0	5,420	

## (2) 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	5,840千円
1年超	<u>0</u>
合計	5,840

## (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	5,911千円
減価償却費相当額	<u>5,433千円</u>
支払利息相当額	155千円

## (4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

## 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。

## （金融商品関係）

当中間事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ会社よりの資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	1,600,478	1,600,478	-
(2)未収入金	146,343	146,343	-
(3)未収委託者報酬	748,401	748,401	-
(4)未収投資顧問料	516,712	516,712	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	299	299	-
(6)未払金	(516,008)	(516,008)	-
(7)短期借入金	(1,000,000)	(1,000,000)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

## （注1）金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1)現金及び預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## (5)投資有価証券

時価については、投資有価証券に関しては基準価額を基に算出しております。

## (6)未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。



## (7)短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 差入保証金は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 満期のある金銭債権債務及び満期のある有価証券の決算日後の償還返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内
(1)現金及び預金	1,600,478	-
(2)未収入金	146,343	-
(3)未収委託者報酬	748,401	-
(4)未収投資顧問料	516,712	-
(5)投資有価証券		
その他有価証券	-	299
(7)短期借入金	(1,000,000)	
合計	2,011,934	299

## (有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

第21期中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

## 2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	第21期中間会計期間 (平成22年9月30日現在)		
	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	161	299	137
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	161	299	137
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	161	299	137

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

## (デリバティブ取引関係)

第21期中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当はありません。

## (持分法損益等)

第21期中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

関連会社がないため記載しておりません。

## (企業結合等関係)

第21期中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

## 事業譲受による企業結合

- (1) 相手先企業の名称及び取得した事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称

相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

事業の内容 日本株式運用戦略全般および外国株式パッシブ運用戦略全般等に係る事業

企業結合を行った主な理由

補完的な運用戦略を新たに取り入れ運用力の強化・多様化を図ることにより、国内外のリテールおよび機関投資家に提供する資産運用サービスを一層強化し、日本における資産運用事業の基盤拡充のためであります。

企業結合日

平成22年7月5日

企業結合の法的形式

事業譲受

結合後企業の名称

インベスコ投信投資顧問株式会社

- (2) 中間財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間
- 
- 平成22年7月5日から平成22年9月30日まで

- (3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得原価	3,177百万円
------	----------

- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

499百万円

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の収益力に関連して発生したものであります。

償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

- (5) 企業結合日に受け入れた資産の額並びにその主な内訳

固定資産	3,177百万円
資産合計	3,177百万円

- (6) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別内訳並びに償却期間
- 
- 金額

2,677百万円

種類別内訳

顧客関連資産 2,677百万円

償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

(7) 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間会計期間の中間損益計算書に及ぼす影響の概算額

事業の部分的な譲渡のため、概算額の合理的な算定が困難であり、試算しておりません。

## （資産除去債務関係）

当中間会計期間末（平成22年 9月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高（注）	42,199千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,518千円
その他	518千円
当中間会計期間期末残高	50,236千円

（注）「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を、当中間会計期間より適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

## 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 地域ごとの情報

## （1）売上高

（単位：千円）

日本	米国	欧州	中国	合計
432,520	216,672	140,597	68,911	858,702

（注）売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

## （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

付随業務収入については、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当はありません。

（追加情報）

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

## (1株当たり情報)

第21期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	196,943円12銭
1株当たり中間純損失金額	56,825円88銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

## (注) 1株当たり中間純損失金額( )の算定上の基礎

	第21期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
中間純損失( )(千円)	894,268
普通株式に係る中間純損失( )(千円)	894,268
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
期中平均株式数(株)	15,737

## (その他)

特記すべき事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

<p>金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為</p>	<p>a . 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。</p> <p>b . 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。</p> <p>c . 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。</p> <p>d . 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。</p> <p>e . 上記c . およびd . に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。</p>
------------------------------------	--

## 5【その他】

<p>定款の変更等</p>	<p>定款の変更は、株主総会の決議が必要です。</p>
<p>訴訟事件その他重要事項</p>	<p>訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えると予想される事実はありません。</p>



## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1)受託会社

名称	資本金の額 (平成22年9月30日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2)販売会社

名称	資本金の額 (平成22年9月30日現在)	事業の内容
株式会社広島銀行	54,573百万円	銀行法に基づき銀行業務を営んでいます。
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

受託会社	<p>ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。</p> <p>受託会社は、ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。</p>
------	--

再信託受託会社の概要	名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
	資本金	10,000百万円(平成22年9月30日現在)
	事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
	再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
販売会社	ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。	

### 3【資本関係】

受託会社	該当事項はありません。
販売会社	該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

提出年月日	提出書類
平成22年6月21日	臨時報告書
平成22年7月2日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年9月15日	有価証券報告書
平成22年9月15日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年9月29日	臨時報告書

# 独立監査人の監査報告書

平成22年7月16日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 勝 又 三 郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 田 信 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている先進国株式インデックス・ファンドの平成21年12月19日から平成22年6月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、先進国株式インデックス・ファンドの平成22年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

**独立監査人の監査報告書**

平成21年6月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社  
取締役会御中**新日本有限責任監査法人**

指定有限責任社員	公認会計士	松村 直季
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	三浦 昇
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年2月16日

インベスコ投信投資顧問株式会社

取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている先進国株式インデックス・ファンドの平成22年6月19日から平成22年12月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、先進国株式インデックス・ファンドの平成22年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月15日

インベスコ投信投資顧問株式会社  
取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社  
員

公認会計士 三浦 昇

業務執行社員

指定有限責任社  
員

公認会計士 鴨下 裕嗣

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年6月7日開催の取締役会において、増資の決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月15日

インベスコ投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦 昇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴨下 裕嗣

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)